

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令
〔環境一〕
- 日本国に帰化を許可する件
〔法務五三〕
- 令和三年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件
〔文部科学三三〕
- 保安林の指定施設要件を変更する件
〔農林水産三七四〇三八二〕

三 二 二

- 肥料を登録した件（同三八三）
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業三八）
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件（同三九）
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同四〇、四一）
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同四二）
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通一八五）
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二八六）

六 五 四

- 〔国会事項〕 八
- 〔人事異動〕 八
復興庁 東京都 新潟県 三重県 大阪府 山口県 静岡市 堺市
- 〔叙位・叙勲〕 八
- 〔皇室事項〕 九
- 〔官庁報告〕 九
官庁事項
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）
- 〔資 料〕 九
令和三年一月中国際収支状況（速報）（財務省）
- 〔地方自治事項〕 二
- 〔公 告〕 二
諸事項
- 〔裁判所〕 二
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体
職員の懲戒処分関係
会社その他

- 住所 大阪市東成区東今里3丁目15番28号 金谷山 昭和29年7月17日生
- 梁則子 昭和34年12月6日生
- 金宣祐 昭和59年9月12日生
- 金正樹 平成3年3月25日生
- 住所 大阪市速速区難波中3丁目7番17-1102号 下成美 昭和43年2月17日生
- 住所 大阪府高槻市下田部町1丁目31番5号 李初美 昭和32年1月8日生
- 住所 大阪府和泉市いびぎ野3丁目18番4号 李洪俊 昭和31年6月18日生
- 住所 大阪府福島区海老江1丁目5番30-1134号 夏園 平成2年10月11日生
- 住所 大阪市東成区大今里西3丁目2番10-401号 徐英惠 昭和56年9月16日生
- 朴智優 平成24年2月29日生
- 朴宣優 平成26年6月27日生
- 住所 大阪府生野区勝山南1丁目4番2号 林順治 平成7年1月18日生
- 住所 大阪府都島区都島北通2丁目4番13号 金有司 昭和46年4月19日生
- 住所 大阪市東住吉区南田辺3丁目11番21-201号 玄智惠 昭和54年6月20日生
- 住所 大阪市東成区大今里南4丁目7番13号 姜徳武 昭和46年4月16日生
- 住所 大阪府生野区粟南3丁目11番16-503号 吳芳弥 昭和53年1月2日生
- 住所 大阪府東淀川区菅原1丁目1番32号 曹裕務 昭和47年8月17日生
- 文敬惠 昭和49年8月4日生
- 曹紗羽 平成16年11月15日生
- 曹元晴 平成18年12月30日生
- 住所 大阪府八尾市高安町南2丁目105番地3 李和江 昭和53年12月26日生
- 住所 大阪府東大阪市楠根3丁目3番37号 金義勝 昭和46年3月11日生
- 住所 北海道白老郡白老町字萩野338番地123 崔長信 昭和60年3月24日生
- 住所 埼玉県比企郡滑川町の輪2丁目17番地7 ジョシ・バウコ・イシムラ・サルダニア 平成3年7月8日生

○文部科学省告示第三十三号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第一項の規定に基づき、令和三年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和三年三月十六日

文部科学大臣 萩生田光一

- 一 教科書展示会の開始の時期 令和三年六月十一日から同年七月十八日までのいずれかの日
- 二 教科書展示会の期間 十四日間

○農林水産省告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 一次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 2 佐賀市（次の図に示す部分に限る。）
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図「及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県藤津郡太良町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図「及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県太良町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図「及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
- 二 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 次の図「及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに尾道市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県いわき市四倉町八茎字沼ノ原七六の一、七六の一五、七七の一、七七の二
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 次の図「及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第十一條第一項の規定に基づき、令和三年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七條の規定に基づき、公示する。

令和三年三月十六日

Table with columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Lists names and registration numbers for the Small Business Diagnostician registration.

（変更後） （変更前）
登録番号 氏名 登録番号 氏名
215419 宮野 壽明 宮野 壽明
414926 京極 桂吾 中野 桂吾

○経済産業省告示第四十号
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五條第一項第二号の規定に基づき、令和三年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七條の規定に基づき、公示する。

令和三年三月十六日

（変更後） （変更前）
登録番号 氏名 登録番号 氏名
403147 彦坂 晋嗣 403153 斉藤 英一
403155 加藤 英純 403168 石黒 文康
414167 熊倉 彰宏 414174 坂巻 陽介
414179 西條 聖史 414721 藤原 洋
414726 青柳由多可

○経済産業省告示第四十一号
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五條第一項第二号の規定に基づき、令和三年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七條の規定に基づき、公示する。

令和三年三月十六日

（変更後） （変更前）
登録番号 氏名 登録番号 氏名
408029 大友 明弘 408033 下田 雄大
408035 齊藤 淳子

○経済産業省告示第四十二号
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五條第一項第三号の規定に基づき、令和三年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七條の規定に基づき、公示する。

令和三年三月十六日

（変更後） （変更前）
登録番号 氏名 登録番号 氏名
301321 寺門 剛

○国土交通省告示第八十五号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六條ノ四第一項の規定に基づき、令和三年二月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二條の規定に基づき、告示する。

令和三年三月十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

Table with columns: 型式承認番号, 物件の名称, 物件の型式, 製造者の名称, 製造者の住所. Lists ship safety type approval details.

○国土交通省告示第百二十六号
 国土交通大臣(昭和三十七年法律第三十二号)は、
 第一「昭和三十七年法律第三十二号」の施行期
 日(昭和三十七年三月十六日)から起算して、
 昭和三十七年三月十六日以後の期間に於ては、
 昭和三十七年法律第三十二号の施行期日(昭和三
 十七年三月十六日)を昭和三十七年三月十六日
 として適用する旨を告示する。

昭和三十七年法律第三十二号の施行期日(昭和三
 十七年三月十六日)を昭和三十七年三月十六日
 として適用する旨を告示する。

昭和三十七年法律第三十二号の施行期日(昭和三
 十七年三月十六日)を昭和三十七年三月十六日
 として適用する旨を告示する。

昭和三十七年法律第三十二号の施行期日(昭和三
 十七年三月十六日)を昭和三十七年三月十六日
 として適用する旨を告示する。

第一 起業者の名称 国土交通大臣
 第二 事業の種類 一般河川九頭竜川水系足羽川
 ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
 第三 起業地

第一 起業者の名称 国土交通大臣
 第二 事業の種類 一般河川九頭竜川水系足羽川
 ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
 第三 起業地

第一 起業者の名称 国土交通大臣
 第二 事業の種類 一般河川九頭竜川水系足羽川
 ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
 第三 起業地

第一 起業者の名称 国土交通大臣
 第二 事業の種類 一般河川九頭竜川水系足羽川
 ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
 第三 起業地

1 収用の部分 福井県今立郡池田町松ヶ谷22
 字後口山、23字田ノ上、24字地原、74字北原
 及び75字藤九郎並びに小畑1字知原、5字岩
 立、6字大畑、7字堂ノ下、8字宮ノ谷、9
 字下村、10字掛ヶ坂、17字小瀬谷口、26字の
 場、27字白栗坂、28字大平、29字深谷、30字
 天八、31字振袖、33字井ノ口、34字水口谷、
 59字白栗平、60字天八滝之谷、66字水口小瀬
 谷及び67字北宮ノ谷並びに下荒谷88字万蔵谷
 及び77字エボシ谷並びに千代谷1字深谷、
 2字深谷口、3字深谷奥、4字藤原、5字荒
 三郎、6字吉念洞、7字製斗山口、8字製斗
 山、9字天八、10字清水端、11字北開地、12
 字下荒谷口、13字猿渡、14字水無口、15字村
 下、16字村上、17字熊平、18字橋向、19字笹
 ヶ瀬口、20字笹ヶ瀬、21字上平、22字壁鼻、
 23字鳥越、24字鳥越平、25字流田口、26字流
 田、27字魚目洞、28字刈ヶ谷口、29字刈ヶ谷
 中、31字山茨菰谷、32字天下平、33字小部子
 口、39字ヌバリ、40字人谷口、41字人谷、48
 字コテ平口、49字コテ平、51字大谷、70字東
 深谷、71字藤原荒三郎、72字火坪製斗山、73
 字滝ヶ谷鳥越、74字吹ヶ谷、75字流田刈ヶ谷、
 76字天八北ヶ地、77字荒谷山倉ヶ谷、78字水
 無口平、79字村ノ下大本山、80字大本口、81
 字上平小部子口、83字横ヶ洞小部子口及び84
 字ヌバリイジ谷堂谷並びに大本1字坪淵、2
 字小中瀬口、3字中瀬口、4字中瀬、5字赤
 岩、6字荒坂口、7字丸谷口、8字琵琶首、
 9字ウト子洞、10字桂ノ木、11字上琵琶首、
 12字下荒谷口、13字荒谷口、14字作道、15字淵
 河原田、16字屋敷前、17字御殿屋敷、21字淵

2 使用の部分 福井県今立郡池田町松ヶ谷22
 字後口山、23字田ノ上、24字地原及び74字北
 原並びに小畑1字知原、5字岩立、6字大畑、
 7字堂ノ下、8字宮ノ谷、9字下村、10字掛
 ヶ坂、17字小瀬谷口、26字の場、33字井ノ口、
 34字水口谷、59字白栗平、60字天八滝之谷、
 66字水口小瀬谷及び67字北宮ノ谷地内

2 使用の部分 福井県今立郡池田町松ヶ谷22
 字後口山、23字田ノ上、24字地原及び74字北
 原並びに小畑1字知原、5字岩立、6字大畑、
 7字堂ノ下、8字宮ノ谷、9字下村、10字掛
 ヶ坂、17字小瀬谷口、26字の場、33字井ノ口、
 34字水口谷、59字白栗平、60字天八滝之谷、
 66字水口小瀬谷及び67字北宮ノ谷地内

2 使用の部分 福井県今立郡池田町松ヶ谷22
 字後口山、23字田ノ上、24字地原及び74字北
 原並びに小畑1字知原、5字岩立、6字大畑、
 7字堂ノ下、8字宮ノ谷、9字下村、10字掛
 ヶ坂、17字小瀬谷口、26字の場、33字井ノ口、
 34字水口谷、59字白栗平、60字天八滝之谷、
 66字水口小瀬谷及び67字北宮ノ谷地内

4 事業の認定をした理由
 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20
 条各号の要件を全て充足すると判断されるた
 め、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性
 「一般河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工
 事及びこれに伴う県道付替工事」(以下「本件
 事業」という。)は、一般河川九頭竜川水系部
 子川(以下単に「部子川」という。)右岸の福
 井県今立郡池田町小畑60字天八滝之谷地内及
 び左岸の同町小畑59字白栗平地内から一般河
 川九頭竜川水系水無川(以下単に「水無川」
 という。)右岸の同町水無210字桐ノ木地内及
 び左岸の同町水無218字西郷郎地内までの区
 域(以下「本件区域」という。)を全体計画区
 域とするダム及び導水施設建設工事並びにこ
 れに伴う県道付替工事であり、申請に係る事
 業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る
 部分である。

1 法第20条第1号の要件への適合性
 「一般河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工
 事及びこれに伴う県道付替工事」(以下「本件
 事業」という。)は、一般河川九頭竜川水系部
 子川(以下単に「部子川」という。)右岸の福
 井県今立郡池田町小畑60字天八滝之谷地内及
 び左岸の同町小畑59字白栗平地内から一般河
 川九頭竜川水系水無川(以下単に「水無川」
 という。)右岸の同町水無210字桐ノ木地内及
 び左岸の同町水無218字西郷郎地内までの区
 域(以下「本件区域」という。)を全体計画区
 域とするダム及び導水施設建設工事並びにこ
 れに伴う県道付替工事であり、申請に係る事
 業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る
 部分である。

1 法第20条第1号の要件への適合性
 「一般河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工
 事及びこれに伴う県道付替工事」(以下「本件
 事業」という。)は、一般河川九頭竜川水系部
 子川(以下単に「部子川」という。)右岸の福
 井県今立郡池田町小畑60字天八滝之谷地内及
 び左岸の同町小畑59字白栗平地内から一般河
 川九頭竜川水系水無川(以下単に「水無川」
 という。)右岸の同町水無210字桐ノ木地内及
 び左岸の同町水無218字西郷郎地内までの区
 域(以下「本件区域」という。)を全体計画区
 域とするダム及び導水施設建設工事並びにこ
 れに伴う県道付替工事であり、申請に係る事
 業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る
 部分である。

本件事業のうち、「一般河川九頭竜川水系足
 羽川ダム建設工事」(以下「本件事業」という。)
 は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条
 第1項に規定する河川のうち、一般河川に属
 する事業であり、法第3条第2号に掲げる河
 川法が適用される河川に関する事業に該当す
 る。また、本件事業の施行により遮断される

県道の従来の機能を維持するための付替工事
 (以下「関連事業」という。)は、道路法(昭
 和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる
 都道府県道に関する事業であり、法第3条第
 1号に掲げる道路法による道路に関する事業
 に該当する。
 したがって、本件事業は、法第20条第1号
 の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性
 本件事業は、河川法第9条第1項の規定に
 基づき国土交通大臣が行うものであり、起業
 者である国土交通大臣は、既に本件事業を開
 始していることなどの理由から、本件事業を
 遂行する充分な意思と能力を有すると認めら
 れる。
 したがって、本件事業は、法第20条第2号
 の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性
 (1) 一般河川九頭竜川水系九頭竜川(以下単
 に「九頭竜川」という。)は、その源を福井
 県と岐阜県との県境の油坂峠に発し、真名
 川等の支川を合わせ、福井平野に出て福井
 市街地を貫流し、一般河川九頭竜川水系日
 野川(以下単に「日野川」という。)と合流
 後、流れを北に変え日本海に注ぐ。幹川流
 路延長116km、流域面積2,930km²である
 川は、その源を福井県、岐阜県及び滋賀県
 の県境の三国岳に発して北流し、一般河川
 九頭竜川水系足羽川(以下単に「足羽川」
 という。)を合わせ、福井市街地を貫流し、
 福井県福井市黒丸町地先で九頭竜川と合流
 する幹川流路延長65.5km、流域面積1,276km²
 の河川であり、日野川の右支川である足羽
 川は、その源を福井県と岐阜県との県境の
 冠山に発し、池田町の中心部を経て、水海
 川及び部子川を合わせた、旧美山町の中心部
 を経て、福井市街地を貫流し、福井県福井
 市大瀬町地先で日野川に合流する幹川流路
 延長61.7km、流域面積416km²の河川である。
 さらに、足羽川の右支川である部子川は、
 その源を部子山に発し、一般河川九頭竜川
 水系小畑川、一般河川九頭竜川水系下荒谷
 川及び一般河川九頭竜川水系金見谷川(以
 下単に「金見谷川」という。)を合わせ、池
 田町松ヶ谷地先で足羽川に合流する幹川流
 路延長9km、流域面積37km²の河川である。

九頭竜川水系の流域(以下「九頭竜川流
 域」という。)は、福井県及び岐阜県の2県
 にまたがり、九頭竜川は福井県の県庁所在
 地で流域内人口の約4割が集中する福井市
 が存する福井平野を抱えているなど、福井
 県の社会・経済・文化の基盤をなす重要な
 河川である。
 しかし、九頭竜川流域は、古くから度々
 洪水に見舞われており、なかでも昭和34年
 9月の台風15号に伴う洪水では、死者・行
 方不明者34名、流失・損壊家屋101戸、床
 上・床下浸水家屋6,550戸の甚大な被害が
 発生しており、近年においても、平成16年
 7月の福井豪雨により、福井市内において
 堤防が決壊し、中心市街地で、死者・行方
 不明者5名、全壊流失・半壊家屋406戸、
 床上・床下浸水家屋13,635戸という甚大な
 被害が発生している。
 このような状況に対処するため、九頭竜
 川水系の治水対策として、平成18年2月に
 策定された九頭竜川水系河川整備基本方針
 において、年超過確率1/150規模の洪水
 を対象に日野川の基準地点深谷における基
 本高水のピーク流量を5,400m³/秒と定め、
 本件事業を含む洪水調節施設により
 600m³/秒を調節し、計画高水流量を4,800
 m³/秒としており、また、足羽川の基準地
 点天神橋における基本高水のピーク流量を
 2,600m³/秒と定め、本件事業を含む洪水
 調節施設により800m³/秒を調節し、計画
 高水流量を1,800m³/秒としている。さら
 に、基本方針に沿って平成19年2月に策定
 された九頭竜川水系河川整備計画において
 は、戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に
 対応するため、日野川の基準地点深谷にお
 ける目標流量を5,200m³/秒と定め、本件
 事業を含む洪水調節施設により900m³/秒
 を調節し、計画高水流量を4,300m³/秒と
 しており、また、足羽川の基準地点天神橋
 における目標流量を2,400m³/秒と定め、
 そのうち足羽川ダムにより600m³/秒を調
 節し、河川改修と相まって計画高水流量を
 1,800m³/秒としている。本件事業は、基
 本方針及び整備計画に定める洪水調節施設
 の一つとして、部子川に28,700,000m³の容
 量を確保する足羽川ダムを建設するととも
 に、水海川から金見谷川に導水する施設を
 建設することとしている。

本件事業の完成により、九頭竜川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備計画に定める戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応することが可能となり、九頭竜川流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成25年2月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足すると評価されており、建設機械の稼働に係る騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により基準を満足すると評価されている。また、工事の実施及び供用後における水環境については、濁水、沈生及び水温の変化が予測されるもの、沈砂池及び表層取水設備の設置並びに導水施設を運用した水海川からの濁度の低い河川水による希釈の実施により環境への影響が低減されると評価されており、導水トンネル工事の実施及び供用後における地下水については、地下水の水位低下及び表流水の減少が予測されるものの、高透水ゾーンへの影響が低下されると評価されている。以上の評価結果を踏まえ、起業者は本件事業の施行に当たり、これらの措置を講ずることとしている。また、ダム及び導水施設への構造等の見直し並びに上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和2年4月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、評価結果は変わらないとされている。

種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマツクサ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているヤマブキマシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツボクサ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアジマドリジョウ等、準絶滅危惧として掲載されているオオムラサキ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているイヌマムカゴ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズツバ等、準絶滅危惧として掲載されているヤマシヤクヤク、イチヨウウキゴケ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、クマツクサについては、生息環境の一部が改変されることから、工事実施時期の配慮等を実施することとしている。アジマドリジョウについては、水の濁りにより生息環境の一部が改変されることから、専門家の指導により調整されることとしている。ツボクサについては、生育環境の一部が改変されることから、専門家の指導を得ながら、生育する箇所周辺の表土の撤去しや移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、九頭竜川流域における洪水被害の軽減を目的として、部子川に堤高96m、総貯水容量28,700,000m³の重力式コンクリートダムを建設するとともに、水海川から金見谷川に導水する延長約5kmの導水施設を建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のうちダムの建設位置については、申請案である下流案、中流案及び上流案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、水没戸数は同数であるものの、申請案は、堤頂長を最も短く、かつ堤体積を最も小さくできること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業のうち導水施設のルートについては、申請案である社会的影響を最も小さくする案、直線的に配置する案及び導水トンネルの延長を短くする案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、導水トンネルの延長が最も長くなるものの、取得必要面積が最も小さくできることから、断面面積を最も小さくできることから施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものとして認められる。
したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、九頭竜川流域では幾度も洪水被害が発生していることから、九頭竜川流域の洪水被害の軽減のため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。
また、福井市長を会長とする近畿直轄ダム事業等促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用として行われることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

福井県今立郡池田町役場

6 収用又は使用の手続が保留される起業地

- 福井県今立郡池田町千代谷1字深谷、2字深谷口、3字深谷奥、4字藤原、5字荒三郎、6字吉念洞、7字粟斗山口、8字粟斗山、9字天八、10字清水端、11字北開地、12字下荒谷口、13字猿渡、14字水無口、15字村下、16字村上、17字熊平、18字橋向、19字笹ヶ瀬口、20字笹ヶ瀬、21字上平、22字壁鼻、23字鳥越、24字鳥越平、25字流田口、26字流田、27字魚目洞、28字刈ヶ谷口、29字刈ヶ谷中、31字山茨菰谷、32字天下平、33字小部子口、39字入ハリ、40字入谷口、41字入谷、48字コチ平口、49字コチ平、51字大谷、70字東深谷、71字藤原荒三郎、72字火坪裏斗山、73字滝ヶ谷鳥越、74字吹ヶ谷、75字流田刈ヶ谷、77字荒谷山倉ヶ谷、78字水無口平、79字村ノ下大本山、80字大本口、81字上平小部子口、83字横ヶ河小部子口及び84字スハリイジ谷堂谷地内

国会事項

衆議院

議案送付

三月十二日衆議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(衆第五号)

議案受領

三月十二日衆議院から次の議案が送付された。

我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛外三名提出)(衆第六号)

国会法の一部を改正する法律案(階猛外三名提出)(衆第七号)

議案付託

三月十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

議案送付(予備審査)

三月十二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進に関する法律案(東徹外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹外一名発議)

議案送付(予備審査)

三月十二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

外国人技能実習制度をめぐる各種のトラブルに関する質問主意書(牧山ひろえ提出)(第三四号)

参議院

議事日程 第九号

令和三年三月十二日(金曜日) 午前十時 本会議

第一 国務大臣の報告に関する件(令和三年度地方財政計画について)

第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

議案提出

三月十二日衆議院から次の議案が提出された。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(衆第五号)

議案受領(予備審査)

三月十二日衆議院から次の議案が送付された。

我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛外三名提出)(衆第六号)

国会法の一部を改正する法律案(階猛外三名提出)(衆第七号)

議案付託

三月十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

議案送付(予備審査)

三月十二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進に関する法律案(東徹外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹外一名発議)

議案送付(予備審査)

三月十二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

外国人技能実習制度をめぐる各種のトラブルに関する質問主意書(牧山ひろえ提出)(第三四号)

参議院

議事日程 第九号

令和三年三月十二日(金曜日) 午前十時 本会議

第一 国務大臣の報告に関する件(令和三年度地方財政計画について)

第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

人事異動

復興庁

願に依り復興庁参与を免ずる(三月十一日) 関 克己

東京都

○教育委員会委員再任 北村友人委員は、二月二十八日再任された。

新潟県

○労働委員会委員再任 櫻井英喜委員、櫻井香子委員、田中恒彦委員、岩瀬浩委員、目黒千早委員、橋本義明委員、桑原典子委員、牧野茂夫委員、片原匡郁委員、砂長勉委員、那須野真知子委員及び徳武裕一委員は、二月一日再任された。

○労働委員会委員再任 本間哲夫委員、川崎敏幸委員及び清水崇之委員は、一月三十一日任期満了し、二月一日次の者が任命された。

三重県

○労働委員会委員再任 金森美智子委員は、一月三十一日辞職し、二月一日次の者が任命された。

○労働委員会委員再任 岸田好美委員及び野呂充委員は、二月一日再任された。

山口県

○労働委員会委員再任 入谷珠代委員、羽嶋等委員、中村友次郎委員及び山元浩委員は、一月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。

○労働委員会委員再任 田村 充正 岡藤智加子 同 田村 充正 同 通山 和史 同 濱崎 大輔

大阪府

○労働委員会委員再任 岸田好美委員及び野呂充委員は、二月一日再任された。

○労働委員会委員再任 入谷珠代委員、羽嶋等委員、中村友次郎委員及び山元浩委員は、一月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。

静岡市

○労働委員会委員再任 久戸瀬泰司委員、爲近美由紀委員、西田隆男委員、伊藤正則委員、徳野啓範委員、中元直樹委員、榎本康仁委員、山本章宏委員、有田謙司委員、近本知子委員及び平中真一委員は、一月二十日再任された。

○選挙管理委員会委員再任 田中一郎委員、稲葉和也委員、千葉潤一郎委員及び松橋美恵子委員は、二月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が選挙された。

○選挙管理委員会委員再任 青島伸雄委員は、二月十四日任期満了し、同月十五日次の者が再任された。

○選挙管理委員会委員再任 大橋金剛委員、中井國芳委員、池原喜代子委員及び高岡武汪委員は、三月三日任期満了となるため、二月十七日次の者が選挙された。

○叙位 有明 正巳 吉川 和郎 葛西 精治 筒井 嘉之 井上 學 上原 達男 小澤 一友 今野 和男 佐藤 義一 篠崎 武 園田 博章 田村 廣次 蝶名林敏雄 徳山 正恒 富田 正司 三村伊三夫 若菜 忠治

従六位に叙する(各通) 従五位に叙する(各通) 正六位に叙する(各通)

○労働委員会委員再任 久戸瀬泰司委員、爲近美由紀委員、西田隆男委員、伊藤正則委員、徳野啓範委員、中元直樹委員、榎本康仁委員、山本章宏委員、有田謙司委員、近本知子委員及び平中真一委員は、一月二十日再任された。

○選挙管理委員会委員再任 田中一郎委員、稲葉和也委員、千葉潤一郎委員及び松橋美恵子委員は、二月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が選挙された。

○選挙管理委員会委員再任 青島伸雄委員は、二月十四日任期満了し、同月十五日次の者が再任された。

○選挙管理委員会委員再任 大橋金剛委員、中井國芳委員、池原喜代子委員及び高岡武汪委員は、三月三日任期満了となるため、二月十七日次の者が選挙された。

○叙位 有明 正巳 吉川 和郎 葛西 精治 筒井 嘉之 井上 學 上原 達男 小澤 一友 今野 和男 佐藤 義一 篠崎 武 園田 博章 田村 廣次 蝶名林敏雄 徳山 正恒 富田 正司 三村伊三夫 若菜 忠治

従六位に叙する(各通) 従五位に叙する(各通) 正六位に叙する(各通)

叙位・叙勲

有明 正巳 吉川 和郎 葛西 精治 筒井 嘉之 井上 學 上原 達男 小澤 一友 今野 和男 佐藤 義一 篠崎 武 園田 博章 田村 廣次 蝶名林敏雄 徳山 正恒 富田 正司 三村伊三夫 若菜 忠治

従六位に叙する(各通) 従五位に叙する(各通) 正六位に叙する(各通)

叙位・叙勲

有明 正巳 吉川 和郎 葛西 精治 筒井 嘉之 井上 學 上原 達男 小澤 一友 今野 和男 佐藤 義一 篠崎 武 園田 博章 田村 廣次 蝶名林敏雄 徳山 正恒 富田 正司 三村伊三夫 若菜 忠治

従六位に叙する(各通) 従五位に叙する(各通) 正六位に叙する(各通)

関東総合通信局	〒102—8795 東京都千代田区九段南 1—2—1 九段第3合 同庁舎
信越総合通信局	〒380—8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	〒920—8795 石川県金沢市広坂2— 2—60 金沢広坂合同庁 舎
東海総合通信局	〒461—8795 愛知県名古屋市中区白壁 1—15—1 名古屋合同 庁舎第3号館
近畿総合通信局	〒540—8795 大阪府大阪市中央区大手 前1—5—44 大阪合同 庁舎第1号館
中国総合通信局	〒730—8795 広島県広島市中区東白島 町19—36

四国総合通信局	〒790—8795 愛媛県松山市味酒町2— 14—4
九州総合通信局	〒860—8795 熊本県熊本市西区春日 2—10—1 熊本地方台 同庁舎
沖縄総合通信事 務所	〒900—8795 沖縄県那覇市旭町1—9 カブナチ旭橋B街区

- 5 その他
- (1) 訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも訓練を行うことがある。
 - (2) 証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。
 - (3) 申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。
 - (4) この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

収

支

令和3年1月中国際収支状況(速報)

項目	1月	前月	前年同月	増減率(%)
貿易・サービス収支	-6,111	6,216	-11,326	(-0.0)
(対前年同月比)	(-46.1)	(389.9)	(-9.04)	(-0.0)
貿易収支	-1,301	9,651	-9,904	(-2.3)
(対前年同月比)	(-86.9)	(1,274.8)	(55.428)	(-4.9)
輸出入	56,916	65,615	65,332	(-3.9)
(対前年同月比)	(2.7)	(0.3)	(-13.5)	(-13.9)
輸	58,217	55,964	65,332	(-3.9)
(対前年同月比)	(-10.9)	(-13.5)	(-13.9)	(-13.9)
サービス収支	-4,809	-3,435	-1,422	(-3.8)
(対前年同月比)	(238.2)	(—)	(18.829)	(3.8)
第一次所得収支	14,666	6,492	18,829	(-8.5)
(対前年同月比)	(-22.1)	(47.0)	(-8.5)	(-8.5)
第二次所得収支	-2,088	-1,052	-29.3	(6.17)
(対前年同月比)	(135.9)	(343.4)	(6.17)	(8.1)
經常収支	6,468	11,656	6,177	(8.1)
(対前年同月比)	(-2.3)	(113.9)	(8.1)	

項目	1月	前月	前年同月	増減率(%)
資本移動等収支	-132	16,728	-70	(-1.22)
直接投資	16,728	11,277	20,105	(-1.277)
証券投資	-63,354	-52,795	-32,110	(-52.795)
金融の他	333	11,554	2,130	(-11.554)
外債	52,824	46,339	13,577	(46.339)
金融差	2,669	1,453	7,254	(1.453)
誤差	9,201	17,828	10,957	(17.828)
差	2,865	6,295	4,410	(6.295)

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

地方自治団体

本籍岩手県奥州市水沢佐倉河字膳性80番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和元年7月5日、出生の場所岩手県水沢市、出生年月日昭和36年8月15日、職業不詳

被相続人 亡 菊地 美

事務所岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町42番地 弁護士法人岩手銀河法律事務所
相続財産管理人 弁護士 森崎 信介
盛岡家庭裁判所水沢支部

公 告

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

令和2年(家)第347号

札幌市南区真駒内泉町1丁目5番8号
申立人 横濱 操

本籍北海道留萌市大町2丁目13番地、最後の住所北海道留萌市大町2丁目13番地、死亡の場所留萌市、死亡年月日平成4年11月6日、出生の場所旭川市、出生年月日大正8年1月20日、職業不詳

被相続人 亡 春木 清野

北海道留萌市花園町2丁目2番13号信和商事ビル2階4号室オロロひまわり基金法律事務所

相続財産管理人 弁護士 山村 晃一
旭川家庭裁判所留萌支部

令和3年(家)第4002号

岩手県奥州市水沢佐倉河字玉貫4番地
申立人 高橋 市雄

令和3年(家)第30024号

仙台市宮城野区宮千代1丁目7番地の7
申立人 有限会社齋藤

本籍岩手県陸前高田市気仙町字町100番地、最後の住所仙台市若林区大和町3丁目1番15—202号、死亡の場所宮城県大崎市、死亡年月日令和元年7月24日、出生の場所岩手県気仙郡気仙町、出生年月日昭和23年3月17日、職業無職

被相続人 亡 菅野 英世
仙台市青葉区大町1—2—1 ライオンビル4階
相続財産管理人 弁護士 伊東 満彦
仙台家庭裁判所

令和3年(家)第9002号

秋田県由利本荘市中田代字板井沢244番地12
申立人 佐々木吉一

本籍秋田県由利本荘市中田代字板井沢244番地11、最後の住所秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2、死亡の場所秋田県由利本荘市、死亡年月日令和2年2月21日、出生の場所秋田県由利郡上川内村、出生年月日昭和3年11月11日、職業無職

被相続人 亡 佐々木サツ
事務所秋田県由利本荘市船人町7番地3 本荘合同ビル1—2
相続財産管理人 弁護士 高橋 重剛
秋田家庭裁判所本荘支部

令和3年(家)第4002号

茨城県つくば市若栗987番地9 赤間方
申立人 里田 一幸
本籍茨城県東松島市矢本字河戸433番地、最
後の住所茨城県つくば市若栗987番地9、死
亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和2
年5月10日、出生の場所宮城県桃生郡矢本町、
出生年月日昭和22年4月7日、職業無職
被相続人 亡 赤間 忠廣
事務所茨城県牛久市ひたち野西3-31-10
ワイズコート3階 ひたちの総合法律事務所
相続財産管理人 弁護士 秋山 環
水戸家庭裁判所土浦支部

令和3年(家)第4008号

茨城県土浦市中央1丁目13番3号 大國亀城
公園ハイッ101号
申立人 若林 侑加
本籍茨城県石岡市石岡1221番地、最後の住所
茨城県石岡市石岡3093番地1、死亡の場所茨
城県かすみがうら市、死亡年月日令和2年12
月23日、出生の場所茨城県石岡市、出生年月
日昭和29年6月17日、職業無職
被相続人 亡 信太 勝則
事務所茨城県つくば市春日4丁目1番地9
つくば矢口ビル203号室 県南総合法律事務
所
相続財産管理人 弁護士 久保田 喬
水戸家庭裁判所土浦支部

令和3年(家)第80032号

埼玉県入間郡三芳町みよし台6番地14ゾイラ
N S S 203
申立人 木下 世紀
本籍新潟県柏崎市西山町下山田360番地、最
後の住所埼玉県鴻巣市筑波1丁目2番12号ペ
ルビー吹上第2-106号、死亡の場所埼玉県
鴻巣市、死亡年月日推定令和2年1月20日、
出生の場所新潟県刈羽郡西山町、出生年月日
昭和22年11月17日、職業無職
被相続人 亡 田中 信弘
事務所埼玉県さいたま市緑区東浦和4-2-1
2クレセントビル201号室 東うらわ法律事
務所
相続財産管理人 弁護士 志村 佳重
さいたま家庭裁判所

令和3年(家)第70089号

東京都港区六本木7丁目14番6号
申立人 深廣寺
本籍東京都港区六本木7丁目12番地7、最後
の住所東京都港区六本木7丁目14番6号深広
寺内、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令
和2年4月25日、出生の場所東京都渋谷区、
出生年月日昭和31年9月26日、職業僧侶
被相続人 亡 堀井 清美
事務所東京都千代田区飯田橋1丁目9番7号
池谷ビル3階 吉村法律事務所
相続財産管理人 弁護士 吉村 浩
東京家庭裁判所

令和3年(家)第70157号

東京都大田区蒲田5丁目45番5号ドミール蒲
田304
申立人 加藤 孝夫
本籍東京都中央区日本橋2丁目7番地1、最
後の住所東京都大田区蒲田5丁目45番5-
304号ドミール蒲田、死亡の場所東京都品川
区、死亡年月日令和2年10月24日、出生の場
所千葉県千葉市、出生年月日昭和21年8月22
日、職業無職
被相続人 亡 服部 健作
事務所東京都新宿区新宿2丁目1番7号井門
新宿御苑ビル2階 九段法律事務所
相続財産管理人 弁護士 五十嵐康之
東京家庭裁判所

令和3年(家)第5002号

神奈川県横須賀市船越町3丁目24番地1
305号
申立人 高草木 望
本籍神奈川県横須賀市田浦町2丁目72番地、
最後の住所神奈川県横須賀市船越町3丁目24
番地1 305号、死亡の場所神奈川県横浜市
鶴見区、死亡年月日平成29年5月1日、出生
の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭
和27年4月5日、職業会社役員
被相続人 亡 高草木浩二
事務所神奈川県川崎市中原区新丸子町915-
20大樹生命武蔵小杉ビル7階 田中・石原・
佐々木法律事務所
相続財産管理人 弁護士 佐々木好一
横浜家庭裁判所横須賀支部

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人
細田はづきが死亡したので、新たに相続財産管理
人を次のとおり再選任した。

令和2年(家)第223号

申立人 職権
本籍茨城県神栖市太田705番地123、最後の住
所茨城県神栖市下幡木2118番地103、死亡の
場所茨城県神栖市、死亡年月日令和元年7月
1日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日
昭和46年3月12日、職業不明
被相続人 亡 葛西 謙司
茨城県神栖市神栖1丁目4番10号 セントラ
ルパレスビル103、事務所茨城県神栖市神栖
1丁目4番10号 セントラルパレスビル103
相続財産管理人 弁護士 安重 洋介
水戸家庭裁判所麻生支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張す
る者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し
出てください。

令和3年(家)第7080号

名古屋市中区城西1丁目12番12号 パークサ
イロビル2階 愛知市民法律事務所
申立人 妻 貞徳
国籍朝鮮、最後の住所名古屋市中村区椿町7
番4号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦
1978年8月12日、出生の場所慶尚南道陝川郡
妙山面会陽里、出生年月日西暦1899年9月9
日、職業不詳
被相続人 亡 田中真岳こと 李 貞兵
催告期間満了日 令和3年10月4日
名古屋家庭裁判所

令和3年(家)第7092号

名古屋市中区錦1-20-25 広小路YMDビ
ル7階 弁護士草野法律事務所
申立人 草野 勝彦
本籍愛知県日進市梅森町新田134番地75、最
後の住所愛知県日進市梅森町新田134番地75、
死亡の場所愛知県日進市、死亡年月日令和2

年1月1日から10日までの間、出生の場所愛
知県愛知郡日進村、出生年月日昭和29年4月
15日、職業不詳
被相続人 亡 光岡 修
催告期間満了日 令和3年10月4日
名古屋家庭裁判所

令和3年(家)第7094号

名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二
埼玉ビル8階 富岡法律特許事務所
申立人 高橋 謙二
本籍愛知県瀬戸市原山台6丁目48番地、最後
の住所愛知県瀬戸市原山台6丁目48番地、死
亡の場所愛知県日進市、死亡年月日平成26年
5月18日、出生の場所愛知県東加茂郡旭村、
出生年月日昭和6年8月1日、職業不明
被相続人 亡 松井 静夫
催告期間満了日 令和3年10月4日
名古屋家庭裁判所

令和3年(家)第7096号

名古屋市中村区名駅4-5-28 桜通豊田ビ
ル14階 弁護士法人サリュ名古屋事務所
申立人 松葉 想
本籍福岡県直方市大字慈田1551番地10、最後
の住所名古屋市中村区栄間町32番地の1ビラ
三秀鶴舞207号、死亡の場所名古屋市中村区、
死亡年月日令和元年5月以下不詳、出生の場
所福岡県鞍手郡小竹町、出生年月日昭和27年
12月22日、職業無職
被相続人 亡 頓宮 弘士
催告期間満了日 令和3年10月4日
名古屋家庭裁判所

令和3年(家)第2922号

三重県津市羽所町700番地アスト津8階ふり
はた総合法律事務所
申立人 弁護士 長尾 英介
本籍三重県伊勢市小呉町本町127番地、最後
の住所三重県伊勢市大世古2丁目1番9号、
死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日平成30
年3月25日、出生の場所三重県一志郡中郷村、
出生年月日昭和9年10月18日、職業会社役員
被相続人 亡 河北 明巳
催告期間満了日 令和3年10月18日
津家庭裁判所伊勢支部

令和3年(家)第7056号
福岡県筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
申立人 西中 義桂

本籍福岡県うきは市浮羽町高見733番地内第1、最後の住所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目6番6号、死亡の場所福岡県太宰府市、死亡年月日令和2年1月7日、出生の場所東京府北豊島郡板橋町、出生年月日昭和5年10月21日、職業無職
被相続人 亡 弥吉 敏子
催告期間満了日 令和3年10月15日
福岡家庭裁判所

令和3年(家)第7070号
福岡市中央区赤坂1-6-11赤坂コートビル2階
申立人 服部 博之

本籍富山県富山市追分茶屋392番地、最後の住所富山県富山市追分茶屋117番地3、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成30年12月2日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和46年11月2日、職業会社員
被相続人 亡 阿部 信行
催告期間満了日 令和3年10月15日
福岡家庭裁判所

令和3年(家)第131号

青森県弘前市大字上鞆師町18番地1 弘前商工会議所会館4階 横山航平法律事務所
申立人 横山 航平
本籍青森県青森市浜館3丁目4番地4、最後の住所青森県黒石市大字上十川字北原四番35番地4、死亡の場所青森県黒石市、死亡年月日令和元年5月7日、出生の場所青森県南津軽郡大鰐町、出生年月日昭和45年9月3日、職業不明
被相続人 亡 千葉 和仁
催告期間満了日 令和3年10月12日
青森家庭裁判所弘前支部

令和3年(家)第30044号

千葉県中央区中央2丁目9番8号 千葉広小路ビル7階 千葉第一法律事務所
申立人 弁護士 黄 泰軒
国籍朝鮮、最後の住所千葉県中央区今井町1386番地の16、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦2009年8月13日、出生の場所京畿道金浦郡陽東面、出生年月日西暦1923年4月30日、職業不詳
被相続人 亡 金山容武こと 金 容武
催告期間満了日 令和3年11月2日
千葉家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和2年(家)第1632号

宮崎市大字小松1086番地3
申立人 金森 康子
国籍朝鮮、最後の住所京都市下京区西七条北衣田町14(失踪時の住所表示京都市下京区西七条衣田町14)
不在者 金 英珠
西暦1949年2月11日生
届出期間満了日 令和3年7月2日
京都家庭裁判所

令和2年(家)第1633号

宮崎市大字小松1086番地3
申立人 金森 康子
国籍朝鮮、最後の住所京都市下京区西七条北衣田町14(失踪時の住所表示京都市下京区西七条衣田町14)
不在者 金 昌珠
西暦1950年11月13日生
届出期間満了日 令和3年7月2日
京都家庭裁判所

令和2年(家)第1246号

大阪府吹田市江坂町2-1-8-213江坂ハイツ
申立人 辻 陽雄
本籍兵庫県明石市魚住町鯉が丘4丁目1番地1、最後の住所兵庫県神戸市西区竜が岡3丁目2番地の13
不在者 辻 和憲
昭和49年2月22日生
届出期間満了日 令和3年7月2日
京都家庭裁判所

令和2年(家)第5122号

埼玉県深谷市東方327番地11
申立人 長沼 順子
本籍埼玉県深谷市針ヶ谷1264番地6、最後の住所埼玉県深谷市針ヶ谷1264番地6
不在者 長谷川晴久
昭和51年1月31日生
届出期間満了日 令和3年6月26日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和2年(家)第8052号

東京都港区南青山5-11-15 H&M南青山W402 古屋総合法律事務所
申立人 古屋有実子
本籍東京都中野区南台1丁目7番地、最後の住所東京都荒川区南千住1丁目48番10号 小島荘202
不在者 鈴木 次明
昭和16年12月28日生
届出期間満了日 令和3年6月29日
東京家庭裁判所

令和3年(家)第1915号

千葉県松戸市根本387番地の5
申立人 松戸市
本籍東京都南葛飾郡亀戸町大字亀戸3813番地、最後の住所不明
不在者 伊東 たき
明治18年1月7日生
届出期間満了日 令和3年6月25日
東京家庭裁判所

令和2年(家)第1782号

宮城県仙台市太白区鹿野本町1-1鹿野市宮住宅1棟305号
申立人 吉田ミツ子
本籍宮城県仙台市宮城野区二十人町65番地、最後の住所不明(判明している最後の住所東京都立川市高松町2丁目140)
不在者 佐藤ツヤ子
昭和10年3月25日生
届出期間満了日 令和3年6月30日
東京家庭裁判所立川支部

令和2年(家)第140号

愛知県江南市前飛保町藤町121番地
申立人 鳥羽 保夫
本籍大阪府大阪市北区中津3丁目10番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡串本町高富以下不詳
不在者 鳥羽安次郎
明治37年7月1日生
届出期間満了日 令和3年6月24日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和2年(家)第347号

高知県南国市前浜2588番地2
申立人 竹村 保夫

本籍高知県南国市前浜2446番地、最後の住所高知県南国市前浜2588番地の2
不在者 竹村 孝子
昭和17年9月27日生
届出期間満了日 令和3年6月25日
高知家庭裁判所

令和2年(家)第517号

東京都板橋区大原町10-14ポラーノ90 206号
申立人 西岡 緑
本籍北九州市若松区中川町1番地5、最後の住所北九州市若松区中川町1番地4号
不在者 大森 公子
昭和23年4月20日生
届出期間満了日 令和3年6月24日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和2年(家)第54号

佐賀県武雄市北方町大字志久2356番地
申立人 吉永ミツヨ
本籍佐賀県武雄市北方町大字志久2356番地、最後の住所佐賀県武雄市北方町大字志久2356番地
不在者 吉永 幸雄
昭和37年8月22日生
届出期間満了日 令和3年6月24日
佐賀家庭裁判所武雄支部

令和2年(家)第131号

静岡県周智郡森町睦美2743-12
申立人 山下 綾子
本籍静岡県掛川市城西1丁目1332番地、最後の住所静岡県掛川市城西1丁目11番28号
不在者 森本 剛
昭和40年8月6日生
届出期間満了日 令和3年6月25日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和2年(家)第492号

兵庫県姫路市御園野町御着708県宮御着団地1-904
申立人 田中 好美
本籍兵庫県姫路市坂田町32番地、最後の住所兵庫県姫路市別所町別所3丁目201番地
不在者 田中 忍
昭和35年8月2日生
届出期間満了日 令和3年6月25日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和2年(家)第222号
大阪府大阪市鶴見区安田3-17-37
申立人 鎌野 靖司

本籍香川県小豆郡小豆島町古江甲53番地2、
最後の住所香川県小豆郡小豆島町古江甲53番
地2
不在者 鎌野 博子
昭和8年6月12日生
届出期間満了日 令和3年6月24日
高松家庭裁判所土庄出張所

失踪宣告

令和2年(家)第191号

本籍宮崎県串間市大字崎田530番地、最後の
住所静岡県田方郡函南町塚本154番地の4
不在者 松崎 福己
昭和4年3月12日生
令和3年2月19日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

令和2年(家)第1762号

本籍愛媛県南宇和郡愛南町久良3375番地、最
後の住所大阪府八尾市田井中4丁目79番地
不在者 本多 勉
昭和17年8月31日生
令和3年2月20日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和2年(家)第194号

本籍高知県吾川郡いの町池ノ内230番地1、
最後の住所高知県吾川郡いの町池ノ内230番
1号地
不在者 宮崎 光一
昭和38年4月15日生
令和3年2月19日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所裁判所書記官

令和2年(家)第105号

本籍沖縄県沖縄市諸見里2丁目81番地、最後
の住所愛知県安城市篠目町井山98番地39イナ
ホビル301
不在者 島袋 昌昭
昭和27年11月25日生
令和3年2月18日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

令和2年(家)第164号

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野866番地
9、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下
野866番地9
不在者 田村 恵作

昭和33年8月18日生
令和3年2月23日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

令和2年(家)第427号

本籍東京都渋谷区神宮前3丁目27番地、最後
の住所東京都昭島市つつじが丘3丁目4番
9-602号
不在者 栗原満里子
昭和24年9月19日生
令和3年2月23日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和2年(家)第125号

本籍兵庫県尼崎市祝瀬寺島17番地、最後の
住所沖縄県那覇市以下不詳
不在者 砂川 恵英
昭和10年6月12日生
令和3年2月23日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和2年(家)第164号

本籍京都府福知山市宇岩崎2番地1、住所京
都市南区吉祥院嶋野間詰町75-213
申立人(失踪者) 大槻 真人
昭和41年10月30日生
令和3年2月6日失踪宣告取消審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和3年(家)第197号

本籍北海道石狩市花川南八条1丁目126番地、
住所大阪府西成区萩之茶屋1丁目9-14三徳
寮
申立人(失踪者) 佐藤 輝美
昭和22年7月6日生
令和3年2月19日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和2年(家)第623号

本籍佐賀県唐津市相知町佐里1989番地、住所
北九州市小倉南区葛原本町4丁目8-7藤村
長子方
申立人(失踪者) 江里謙二 承継人 岡村知佐
子

昭和29年2月5日生
令和3年2月16日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

除権決定

令和2年(ハ)第8号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権
利について公示催告をしたところ、定められた下
記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は
権利を争う旨の申述をする者がなかつたので、前
記権利は失権する。
神戸市垂水区星が丘3丁目7番31号
申立人 立神 文代
令和3年2月22日 神戸簡易裁判所
権利の届出の終期 令和3年2月19日
令和3年2月22日 目録
(別紙) 1(1)土地 神戸市中央区柴町通四丁目1番3
宅地 38.61平方メートル
(2)登記年月日番号 神戸地方法務局昭和31年8
月8日受付第13300号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 買戻特約
原因 昭和31年8月1日特約
期間 昭和31年9月30日まで
買戻権者 大阪市西区南堀江通二丁目11番地
東神商事株式会社
2(1)建物 神戸市中央区柴町通四丁目1番地3
家屋番号1番3 店舗 木造瓦葺2階建
1階21.81平方メートル 2階21.81平方メー
トル
(2)登記年月日番号 神戸地方法務局昭和31年8
月8日受付第13300号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 買戻特約
原因 昭和31年8月1日特約
期間 昭和31年9月30日まで
買戻権者 大阪市西区南堀江通二丁目11番地
東神商事株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対し債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和3年(ワ)第23号
静岡県駿東郡清水町頭田地304番地
債務者 株式会社七福堂
代表者代表取締役 岩田 孝

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 登
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和3年5月19日午前11
時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和3年(ワ)第3号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 健太
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和3年5月26日午前11
時20分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和3年(ワ)第153号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土橋 実
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和3年6月11日午前11
時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和3年(ワ)第83号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市村 陽平
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和3年6月15日午後3
時30分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和3年(フ)第84号
愛知県西尾市平坂町中興34番地1
債務者 ニシムラ産業株式会社
代表者代表取締役 淺山 慶吾

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市村 陽平
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月15日午後3時35分

令和3年(フ)第42号
熊本市西区春日4丁目15番15号
債務者 有限会社高木商店
代表者代表取締役 高木 晴美

- 1 決定年月日時 令和3年3月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻上 友男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月13日午前11時

令和2年(フ)第703号
京都市伏見区阿替町14丁目146番地1
ソ・ド・シヤルレ1-D号
債務者 特定非営利活動法人国際医療福祉人材育成機構
代表者理事 廣田 偉仁

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 拾井 美香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月26日午前11時30分

令和元年(フ)第1568号
名古屋市中区松原3丁目16番21号
債務者 株式会社アイ・ピー・エイ
代表者代表取締役 北村 来助

- 1 決定年月日時 令和3年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小出 智加
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月2日午後1時30分

令和元年(フ)第1586号
名古屋市中区栄1丁目31番30号 ハルナ又栄
1丁目ビル1102号
債務者 北村 来助

- 1 決定年月日時 令和3年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小出 智加
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月2日午後1時30分

令和3年(フ)第146号
宮城県富谷市富谷北裏55番地
債務者 株式会社商用社
代表者代表取締役 大和 幸治

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中田 孝司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月7日午後1時30分

令和2年(フ)第236号
愛知県一宮市三ツ井8丁目11番5号
債務者 有限会社井上ブレス
代表者代表取締役 井上 信義

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾田知亜記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月16日午前11時30分

令和3年(フ)第361号
福井県大野市中野第55号62番地
債務者 有限会社北陸建設
代表者取締役 木村智加子

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒田外来彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月22日午前10時10分

令和3年(フ)第239号
福岡市中央区小笹5丁目4番17-201号
債務者 株式会社古池商事
代表者代表取締役 古池 靖人

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 直輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月17日午後3時

令和3年(フ)第500号
大阪市中央区南船場2-7-13日宝船場中央ビル2F
債務者 株式会社グローバルエヌエー
代表者代表取締役 得能 美咲(登記記録上の氏名長田美咲)

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤志津子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月24日午後2時10分

令和3年(フ)第611号
大分市六道町3丁目2番20号
債務者 株式会社こぶきや仏壇店
代表者代表清算人 佐藤あや子

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 保之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月31日午前11時30分

令和3年(フ)第16号
北海道登別市登別東町2丁目15番地21
債務者 株式会社華葉
代表者代表取締役 酒井 直恵

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八木橋俊輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月2日午後1時30分

令和3年(フ)第75号
神奈川県小田原市鶴宮825番地の7
債務者 合同会社業純商事
代表者代表社員 長谷川 純

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤沼 洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月8日午前11時

令和2年(フ)第1242号
さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目4番3号
債務者 株式会社H. H. S
代表者代表取締役 沼本 春美

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮西 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月14日午前11時

令和3年(フ)第830号
大阪府羽曳野市桃山台4丁目30番1号
債務者 株式会社海山御坊
代表者代表取締役 山形 圭史

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今枝 史絵

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者に対する財産を交付し、又は弁済をすることはならない。
令和3年(フ)第10号
福岡県大牟田市大字上内3668番地983
債務者 大津 光憲

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 大地
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月9日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和3年(フ)第3号
山形県鶴岡市小岩川字出口7番地12
債務者 本間 美和

1 決定年月日時 令和3年3月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 脇山 拓
4 破産債権の届出期間 令和3年4月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月17日午前10時

6 免責意見申述期間 令和3年5月7日まで
山形地方裁判所鶴岡支部
令和3年(フ)第25号
盛岡市三本柳5地割16番地27 第一双葉荘203号

債務者 住吉 章宏
1 決定年月日時 令和3年3月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川 大
4 破産債権の届出期間 令和3年4月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月22日午前11時

6 免責意見申述期間 令和3年5月17日まで
盛岡地方裁判所第2民事部
令和3年(フ)第26号
盛岡市三本柳5地割16番地27 第一双葉荘203号

債務者 住吉 恵子
1 決定年月日時 令和3年3月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川 大
4 破産債権の届出期間 令和3年4月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月22日午前11時15分

6 免責意見申述期間 令和3年5月17日まで
盛岡地方裁判所第2民事部
令和3年(フ)第80号
神奈川県小田原市城山3丁目10番3号 A号

債務者 西村八代枝
1 決定年月日時 令和3年3月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松浦加代子

4 破産債権の届出期間 令和3年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月8日午前10時

6 免責意見申述期間 令和3年5月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和3年(フ)第29号
石川県加賀市河原町イ57番地

債務者 室岡 隆之
1 決定年月日時 令和3年3月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野田 政仁
4 破産債権の届出期間 令和3年4月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月25日午後4時

6 免責意見申述期間 令和3年6月18日まで
金沢地方裁判所民事部
令和3年(フ)第141号
埼玉県榑川市大字上日出谷1269番地の16

債務者 江森 由香
1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 栗原千亜希
4 破産債権の届出期間 令和3年4月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月17日午後1時50分

6 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和3年(フ)第24号
茨城県下妻市半谷582番地3 コーポ番館B棟101号室

債務者 阿部 仁子
1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 干田 聡太
4 破産債権の届出期間 令和3年5月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月25日午前11時15分

6 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和3年(フ)第36号
(破産申立時及び住民票上の住所) 静岡県浜松市東区天王町488番地の3 コーポクレテ101号室

債務者 稲垣 仁
1 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚
4 破産債権の届出期間 令和3年4月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月11日午後4時

6 免責意見申述期間 令和3年5月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和3年(フ)第24号
静岡県三島市安久141番地の3、前住所静岡県三島市鶴喰24番地の2 泉宮三島南団地1-306

債務者 岩田 孝
1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高木 登
4 破産債権の届出期間 令和3年4月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月19日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和3年5月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和2年(フ)第1703号
東京都東村山市栄町3丁目26番地8コーポラトレテ202

債務者 斎藤 享
1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 末次 弘明
4 破産債権の届出期間 令和3年4月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月19日午後3時

6 免責意見申述期間 令和3年5月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和2年(フ)第1850号
横浜市戸塚区下倉田町489番地9 グラウンズ1-1022号

債務者 齋藤 亮将

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河野 隆行
4 破産債権の届出期間 令和3年4月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月26日午前11時20分

6 免責意見申述期間 令和3年5月25日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和2年(フ)第453号
静岡県磐田市見付1180番地1

債務者 村松 瞳(旧姓小林)
1 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤澤 智実
4 破産債権の届出期間 令和3年4月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月25日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和3年5月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和3年(フ)第4号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1120-202

債務者 鈴木 健一
1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上 健太
4 破産債権の届出期間 令和3年4月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年5月26日午前11時20分

6 免責意見申述期間 令和3年5月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和2年(フ)第1817号
東京都町田市木曽東3丁目16番31-108号

債務者 藤田 陽一
1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 費田健二郎
4 破産債権の届出期間 令和3年4月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年6月2日午後1時40分

6 免責意見申述期間 令和3年6月2日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和2年(ワ)第291号
 栃木県那須塩原市太夫塚5丁目221番地450、
 前住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町7丁目28番30—413号
 債務者 鈴木 房夫

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 信彦
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月4日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和3年6月3日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和3年(ワ)第154号
 東京都東村山市秋津町2丁目2番地61

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土橋 実
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年6月11日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和3年6月11日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和3年(ワ)第18号
 新潟市中央区堀割町4番38号 L i l y — b e 堀割201号

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小田 将之
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月8日午後1時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

新潟地方裁判所民事部

令和3年(ワ)第68号
 広島県安芸郡海田町蟹原2丁目13番23—1号
 債務者 横尾 健一

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森井 基嗣
- 4 破産債権の届出期間 令和3年4月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月10日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

広島地方裁判所民事第4部
令和3年(ワ)第223号
 福岡市中央区薬院1丁目16番10号 エレガンスハイツ薬院401号

- 1 決定年月日時 令和3年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮原 善邦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月20日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第48号
 福岡市東区和白東1丁目17番35号 ルーム橋14号

- 1 決定年月日時 令和3年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 達介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月7日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第171号
 福岡県大野城市山田3丁目1番13号 201号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平位 直子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月12日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和3年4月26日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第226号
 福岡市東区多々良1丁目12番1号 ホワイトコーポ多々良206号

- 1 決定年月日時 令和3年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生野 悟朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第83号
 福岡市西区横浜2丁目7番3—402号 エムラルドフロンツ今宿

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第203号
 福岡市南区三宅2丁目25番28—201号 ヌルローズ大橋

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鎌田 祥太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月14日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第232号
 福岡市南区中尾2丁目26番5—102号 D—room 中尾 茗番館

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芳賀由紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで

令和3年(ワ)第240号
 福岡市中央区小笹5丁目4番17—201号 三愛シテイライフ小笹
 債務者 古池 靖人

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 直輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月17日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第241号
 福岡市中央区小笹5丁目4番17—201号 三愛シテイライフ小笹

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 直輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月17日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(ワ)第25号
 三重県四日市市高角町362番地1、前住所津市久居持川町2256番地19

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 悠衣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月14日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

津地方裁判所四日市支部破産係
令和3年(ワ)第61号
 兵庫県西宮市甲子園口5丁目5番5—207号

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下中喜代美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月13日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和3年(フ)第8号

岡山県倉敷市玉島長尾29-1 レオパリスら
かん福島109号、住民票上の住所岡山県井原
市美星町三山5559番地

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷 和子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第119号

福岡市城南区长尾1丁目19番3-502号 第
1長尾団地

- 1 決定年月日時 令和3年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 園田 真紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月14日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第164号

仙台市若林区若林1丁目9番27号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増井 皓一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月31日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和2年(フ)第15号

茨城県古河市諸川1329番地7

- 1 決定年月日時 令和3年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 百目鬼明子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年7月13日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和2年(フ)第899号

広島市東区矢賀1丁目6番1-304号
債務者 辻 諒太

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 對馬佳奈恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和3年(フ)第197号

福岡県春日市原町1丁目113番地 エイミー
春日202号

- 1 決定年月日時 令和3年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 光永 孝史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和3年(フ)第198号

福岡市早良区原6丁目29番4-302号 ヌゾ
ソド フルール、前住所福岡市早良区飯倉2
丁目8番20号

- 1 決定年月日時 令和3年3月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口明日香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月14日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和3年(フ)第224号

福岡県大野城市山田3丁目9番18号 ラーパ
ソフ ラット山田A202号

- 1 決定年月日時 令和3年3月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 隼巳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和3年(フ)第21号

鹿児島市紫原4丁目37番18号 ハイカームル
太陽B棟102号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後0時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有元 大

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月12日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月6日まで

令和3年(フ)第14号

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
山形県長井市九野本2197番地3
債務者 青木 和也

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長岡 克典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月7日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月7日まで

令和3年(フ)第15号

山形県東置賜郡高島町大字福沢900-4 ス
アール福沢C-205、住民票上の住所山形県
東置賜郡川西町大字西大塚2447番地の3

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 正記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月7日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月7日まで

令和3年(フ)第75号

神戸市中央区宮本通6丁目4番1号 302
債務者 中村 妹美

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月19日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月7日まで

令和3年(フ)第26号

愛媛県松山市久米窪田町971番地44
債務者 棚内 明生

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 正夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月10日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月7日まで

令和3年(フ)第228号

福岡市城南南区南片江2丁目12番22-203号
ヌゾン南片江、前住所福岡市南区筑紫丘1丁
目3番4-1号 筑紫丘ハイッ
債務者 森原 峻平

- 1 決定年月日時 令和3年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月21日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月7日まで

令和3年(フ)第501号

東京都練馬区中村北1-3-12フラッサー口
中村北202号、住民票上の住所大阪市中央区
島之内1丁目4番23-206号
債務者 得能実咲希こと 得能 美咲 (旧姓長
田)

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤志津子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月24日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月10日まで

令和2年(フ)第416号

兵庫県尼崎市元浜町4丁目63番地の1 レオ
ネクスエトルテⅢ 204号
債務者 谷口 英樹

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 祥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月4日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月10日まで

令和2年(フ)第474号

大分県由布市抜間町谷723番地19
債務者 亀岡 加代 (旧姓岡部)

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 美香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和3年5月10日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和3年(フ)第20号
大分県別府市大字南立石2449番地

- 1 債務者 高野 義史
- 2 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 逸矢 洋平
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月10日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和2年(フ)第55号

- 1 債務者 浜永 雷也
- 2 決定年月日時 令和3年3月8日午前11時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 西村孝太郎
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月20日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月10日まで

大分県日田市上城内町14番3号

令和3年(フ)第4号

- 1 債務者 徳永 清政
- 2 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 楠木 大
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月7日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月10日まで

大分地方裁判所日田支部

令和3年(フ)第600号

- 1 債務者 榑本 正文
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 三島 大樹
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月27日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月13日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和3年(フ)第33号

- 1 債務者 榑山 陸矢
- 2 決定年月日時 令和3年3月8日午前8時30分
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 中島 和典

令和3年(フ)第284号
鹿児島市武岡1丁目2番地1 市住5211号

- 1 債務者 浜辺 栄子
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後1時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 新納 幸辰
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月21日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月14日まで

鹿児島地方裁判所五所川原文部破産係

令和2年(フ)第3号

- 1 債務者 片川 久信
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午前11時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 笹 晃説
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月3日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月14日まで

青森地方裁判所五所川原文部破産係

令和3年(フ)第27号

- 1 債務者 笹原 聡子
- 2 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時30分
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 高木隆之助
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月2日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月17日まで

青森地方裁判所民事部破産係

令和2年(フ)第1995号

- 1 債務者 堀川 博子
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 高松 佳子
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月31日午後2時40分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月17日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和3年(フ)第158号

- 1 債務者 石原 一延
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 山崎 良太
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年5月31日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月17日まで

令和3年(フ)第76号
神奈川県小田原市鴨宮825番地の7

- 1 債務者 長谷川 純
- 2 決定年月日時 令和3年3月8日午後4時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 破産管財人 弁護士 赤沼 洋
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年6月8日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和3年5月17日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和2年(フ)第2001号

- 1 債務者 東 昌輝
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和2年(フ)第2001号

- 1 債務者 井上 章子
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

愛知県春日井市美濃町2丁目2番地3

令和3年(フ)第79号

- 1 債務者 井上 彰良
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和3年(フ)第45号

- 1 債務者 歳平 純子
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

令和3年(フ)第45号
愛知県春日井市岩成台6丁目2番地3 棟503号室

- 1 債務者 皆川セツコと DINIZ MINAKAWA HELLOISA SETSUKO
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和3年(フ)第334号

- 1 債務者 朝日荘11号
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和3年(フ)第334号

- 1 債務者 井上 彰良
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和3年(フ)第334号

- 1 債務者 井上 彰良
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和3年(フ)第334号

- 1 債務者 井上 彰良
- 2 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 3 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。

令和3年(フ)第9号
三重県伊勢市大湊町142番地11

- 1 債務者 中島 義彦
決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和3年(フ)第37号

愛知県碧南市入船町7丁目18番地 みたかハイツ101号、前住所愛知県碧南市金山町5丁目105番地6

- 1 債務者 神谷 信幸
決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和3年(フ)第62号

愛知県西尾市一色町一色乾地155番地1

- 1 債務者 中村 信孝
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和3年(フ)第63号

愛知県西尾市一色町一色乾地155番地1

- 1 債務者 中村 直子
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和3年(フ)第12号

三重県伊勢市中須町728番地6

- 1 債務者 倉井 美砂

令和3年(フ)第164号

大阪府富田林市清水町3番12—601号

- 1 債務者 西村 命
決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和3年(フ)第172号

堺市北区東浅香山町1丁目52番地2 フアインコート浅香103号、前住所和歌山県有田郡有田川町大字吉原343番地1 吉原団地1号棟1—2

- 1 債務者 高田 鐵也
決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和3年(フ)第176号

堺市堺区大浜中町2丁目4番28号

- 1 債務者 仁礼こと 仁禮 皓
決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和3年(フ)第204号

札幌市西区二十四軒3条6丁目1番23号 開発局官舎RＣ棟401号

- 1 債務者 荒木 麻菜
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和3年(フ)第35号

札幌市東区北21条東1丁目1番8—401号

- 1 債務者 鎌谷 文江
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(フ)第97号

札幌市白石区東札幌5条2丁目7番11号

- 1 債務者 木原 優人
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(フ)第98号

札幌市白石区東札幌5条2丁目7番11号

- 1 債務者 木原 香里
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(フ)第161号

札幌市豊平区月寒中央通3丁目4番14—501号

- 1 債務者 馬場 光章
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(フ)第169号

札幌市北区太平8条1丁目1番35号 第2ボフラハイツ3号

- 1 債務者 福良佳代子
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(フ)第174号

札幌市白石区米里1条4丁目6番10号 勤医協花の里215号

- 1 債務者 渡邊 均
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(フ)第182号

札幌市北区新琴似12条7丁目1番26号 サンビレッジホワイエⅢ201号

- 1 債務者 山中 博志
決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(ワ)第204号
札幌市東区北21条東13丁目1番24—403号
債務者 黒田 雄太

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部
令和3年(ワ)第213号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部
令和3年(ワ)第252号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部
令和3年(ワ)第27号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

札幌地方裁判所民事部
令和3年(ワ)第133号
さいたま市浦和区駒場1丁目6番12号
債務者 田中 武彦

令和3年(ワ)第191号
さいたま市北区日進町2丁目4番地1
リーナフオート大宮508
債務者 平山 智美

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和3年(ワ)第258号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和3年(ワ)第274号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和3年(ワ)第276号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和3年(ワ)第276号
さいたま市北区日進町3丁目110番地1 第25大宮ハイツ102
債務者 豊田 武志

令和3年(ワ)第20号
埼玉県草加市稲荷3丁目26番23—106号、旧住所埼玉県草加市八幡町124番地1
債務者 衣笠 博子

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和3年(ワ)第68号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和2年(ワ)第174号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和2年(ワ)第9号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

さいたま地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和3年(ワ)第9号
新潟県長岡市宮栄3丁目8番8号 宮栄団地
市営住宅1号棟145号室
債務者 川嶋 直子
1 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和2年(ワ)第445号
静岡県駿東郡清水町伏見291番地の27、住民票上の住所静岡県三島市栄町12番26号
債務者 岩田 義晴

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和3年(ワ)第51号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和2年(ワ)第4577号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部
令和3年(ワ)第300号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するの不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和3年(フ)第509号
大阪府東大阪市澁川町1丁目8番27号 ヲト
バツ又渡川 405号
債務者 山口 清彦

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第587号
大阪府北区天満橋2丁目4番18-506号
債務者 SHEAVENこと ALBRIT
ON GERALD WAYNE

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第634号
大阪府住之江区平林南2丁目1番14-606号
債務者 木下 幸成

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第672号
大阪府東住吉区公園南矢田1丁目21番11-402号
債務者 久保 正博

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第680号
大阪府西成区旭2丁目4番7-706号
債務者 志村 祐哉

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第693号
大阪府守口市藤田町5丁目3番7-101号
債務者 鶴丸 雄飛

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第688号
大阪府西成区萩之茶屋1丁目8番19号 スヱ
ナルハウスⅡ 707
債務者 森田晃一郎

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第699号
大阪府此花区西島2丁目6番1号
債務者 北川 響

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第724号
大阪府東大阪市川俣1丁目11番2号 ヌゾン
フランチエール 601号
債務者 黒河 栄太

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第785号
大阪府淀川区塚本3丁目2番22号 コーポ大
日 402号
債務者 木村 吉宏

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第793号
大阪府住之江区南加賀屋2丁目1番12号 C
osiness住之江公園 202
債務者 菊地 達也

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第795号
大阪府平野区喜連5丁目6番7号
債務者 沖田 裕美

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第25号
岡山県倉敷市昭和2丁目1番22-607号 昭和ビル
債務者 小野田喜久恵

1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第97号
福岡市東区香住ヶ丘4丁目2番26号 COZY
PLACE かすみ101号、破産手続開始申立時の住所福岡市東区多の津5丁目5番8-221号 抱樞館福岡
債務者 佐々木光夫

1 決定年月日時 令和3年3月1日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第136号
福岡市西区内浜1丁目18番3-103号 ビ
レッジハウス姪浜3棟 前住所熊本市区上
南部2丁目18番45号 ミリーサ東部403
債務者 鳴海 弘太

1 決定年月日時 令和3年3月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第161号
福岡市博多区比恵町11番7号 ニューいわき
ビル 506号
債務者 村岡 隆幸

1 決定年月日時 令和3年3月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第161号
福岡市博多区比恵町11番7号 ニューいわき
ビル 506号
債務者 村岡 隆幸

1 決定年月日時 令和3年3月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第161号
福岡市博多区比恵町11番7号 ニューいわき
ビル 506号
債務者 村岡 隆幸

1 決定年月日時 令和3年3月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

令和3年(フ)第199号
福岡県糸島市瀬1丁目13番3号 103
債務者 森本ゆかり

- 1 決定年月日時 令和3年3月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(フ)第214号
福岡市南区向新町1丁目2番40号
債務者 内藤 静雄

- 1 決定年月日時 令和3年3月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和3年(フ)第32号
沖繩県浦添市字大平498番地13
債務者 福永 205号

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで

那覇地方裁判所民事第3部
令和3年(フ)第158号
東京都立川市高松町2丁目25番1号ニューパ
リアマンション609号
債務者 細瀬 陽子

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月28日午前11時
- 5 免責審尋期日 令和3年4月28日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和3年(フ)第663号
大阪府浪速区日本橋3丁目4番9—508号
債務者 大野 楓 (旧姓尻島)

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年4月30日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月14日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部
令和2年(フ)第1755号
東京都府中市白糸台4丁目47番地の8泉コー
ポ102
債務者 鎌田 響子

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年5月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月11日午後2時

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和3年(フ)第15号
栃木県那須塩原市関谷1265番地36
債務者 宗像 淳

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月13日午前10時50分

宇都宮地方裁判所大田原支部
令和3年(フ)第140号
東京都八王子市川口町3284番地サンデュー
21 201号
債務者 木村 敏郎

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年5月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月13日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和2年(フ)第1629号
東京都立川市西砂町5丁目37番地の3コーポ
西砂102号
債務者 守屋 壽

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年5月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月13日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和3年(フ)第181号
東京都八王子市追分町10番3—206号
債務者 加賀屋明央

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年5月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月14日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和3年(フ)第181号
東京都八王子市追分町10番3—206号
債務者 加賀屋明央

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年5月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月21日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和2年(フ)第1220号
東京都多摩市具取1丁目45番地1—305
債務者 上田 哲也

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和3年5月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和3年5月21日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和2年(フ)第589号
北九州市八幡西区若葉3丁目15—8コーポ若
葉台101号室(住民票上の住所)北九州市八
幡西区竹末2丁目4番1号
破産者 宇都宮豊和

- 1 主文 当裁判所が令和3年1月22日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「北九州市八幡西区竹末2丁目4番1号」とあるを「北九州市八幡西区若葉3丁目15—8コーポ若葉台101号室(住民票上の住所)北九州市八幡西区竹末2丁目4番1号」と更正する。
- 2 決定年月日 令和3年3月4日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
破産手続開始決定の取消決定
確定

令和2年(フ)第993号
千葉市中央区南町3—13—8
債務者 医療法人社団豊賀會

- 1 主文 破産手続開始決定を取り消す。
- 2 決定確定日 令和3年2月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
破産手続終結

令和2年(フ)第98号
千葉県八千代市大和田新田477番地146 アル
フアララデ八千代中央式番街414 (開始決
定記載の住所)千葉県佐倉市下志津原164番
地1
破産者 江沢 佑介

- 1 決定年月日 令和3年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和2年(フ)第279号
千葉県四街道市さちが丘1丁目22番14号
破産者 兄父 能伸

- 1 決定年月日 令和3年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和2年(フ)第1号
茨城県石岡市弓弦88番地4
破産者 有限会社関工業

- 1 決定年月日 令和3年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成30年(ワ)第2017号
愛知県瀬戸市水無瀬町9番地
破産者 丸二産業株式会社
1 決定年月日 令和3年3月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和2年(ワ)第1508号

東京都町田市中町2丁目10番20号大塚荘107
破産者 須藤 直樹
1 決定年月日 令和3年3月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部
平成30年(ワ)第112号

山口市吉敷赤田5丁目4番1号、開始決定時
の住所山口市湯田温泉5丁目2番18号
破産者 亡糸村正博相続財産
1 決定年月日 令和3年3月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

山口地方裁判所民事部破産係
令和2年(ワ)第145号

宮崎市恒久南3丁目10番地19
破産者 特定非営利活動法人ハートインリッ
ミつく
1 決定年月日 令和3年3月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宮崎地方裁判所破産係
平成30年(ワ)第574号

栃木県塩谷郡塩谷町大字大宮2555番地2、商
業登記簿上の本店所在地栃木県塩谷郡塩谷町
大字大宮879番地2
破産者 株式会社角田工業

1 決定年月日 令和3年3月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
平成30年(ワ)第581号

栃木県宇都宮市上小倉町2605番地
破産者 丸和砂利株式会社
1 決定年月日 令和3年3月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和元年(ワ)第314号

群馬県前橋市飯土井町972番地1
破産者 有限会社双和
1 決定年月日 令和3年3月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和元年(ワ)第153号

岐阜県各務原市那加桐野町7丁目48番地
破産者 株式会社フレッション三貴
1 決定年月日 令和3年3月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

岐阜地方裁判所
令和2年(ワ)第24号

三重県松阪市野村町543番地の2
破産者 株式会社北定組
1 決定年月日 令和3年3月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

津地方裁判所松阪支部
令和2年(ワ)第39号

三重県多気郡明和町大字斎宮3860番地12、前
住所三重県度会郡玉城町牧野2216番地64
破産者 峯尾 和徳

1 決定年月日 令和3年3月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

津地方裁判所松阪支部
令和2年(ワ)第79号

(最後の住所) 福岡県飯塚市幸袋129番地4
破産者 亡平方康太郎相続財産
1 決定年月日 令和3年3月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和2年(ワ)第11号

宮崎県日南市大字東弁分甲266番地1
破産者 株式会社日南精機
1 決定年月日 令和3年3月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宮崎地方裁判所日南支部
破産債権の届出期間及び一般
調査期日

令和3年(ワ)第1号
広島市東区戸坂新町2丁目46番4—102号市
営住宅
破産者 丸岡 正男
1 破産債権の届出期間 令和3年3月31日まで
2 一般調査期日 令和3年4月13日午前11時
令和3年3月5日

広島地方裁判所民事第4部
令和2年(ワ)第1783号

福岡市西区下山門4丁目2番13—205号 パ
イフノート
破産者 敷島 豊
1 破産債権の届出期間 令和3年3月31日まで
2 一般調査期日 令和3年5月11日午前10時30
分
令和3年3月2日

福岡地方裁判所第4民事部
令和2年(ワ)第1989号

福岡市東区馬出2丁目29番11—102号 クレ
才箱崎宮前式番館
破産者 齊藤 隆幸

1 破産債権の届出期間 令和3年3月31日まで
2 一般調査期日 令和3年4月20日午後3時
令和3年3月2日

福岡地方裁判所第4民事部
令和2年(ワ)第1872号

福岡県糸島市波多江駅北4丁目2番1—403
号
破産者 白水 伸之
1 破産債権の届出期間 令和3年4月2日まで
2 一般調査期日 令和3年5月12日午前11時30
分
令和3年3月3日

福岡地方裁判所第4民事部
令和2年(ワ)第1282号

大阪市天王寺区勝山2丁目8番16号
破産者 パンドール山路株式会社
1 破産債権の届出期間 令和3年4月5日まで
2 一般調査期日 令和3年5月17日午後2時
令和3年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部
令和2年(ワ)第1283号

大阪市阿倍野区三明町2丁目11番22—602号、
前住所大阪市天王寺区大道5丁目3番4号ハ
イツ大道103号
破産者 山路 幹司
1 破産債権の届出期間 令和3年4月5日まで
2 一般調査期日 令和3年5月17日午後2時
令和3年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部
令和元年(ワ)第23号

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1715番地5、開
始決定時の住所埼玉県秩父市下吉田292番地
3
破産者 宮原精研こと 宮原 秀和
1 破産債権の届出期間 令和3年4月8日まで
2 一般調査期日 令和3年5月7日午後1時30
分
令和3年3月5日

さいたま地方裁判所秩父支部破産係
令和2年(ワ)第132号

福岡県朝倉市小田666番地
破産者 加峯 高明
1 破産債権の届出期間 令和3年4月9日まで
2 一般調査期日 令和3年5月14日午前11時30
分
令和3年3月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(フ)第1567号
福岡市博多区竹下2丁目4番26—205号

1・CELEB博多南
破産者 山口 敦子

1 破産債権の届出期間 令和3年4月9日までに
2 一般調査期日 令和3年5月14日午前11時
令和3年3月5日
福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(フ)第69号
新潟県魚沼市青島650番地1

破産者 有限会社ジャパソフ・コーズ
1 破産債権の届出期間 令和3年5月7日までに
2 一般調査期日 令和3年6月8日午前10時20分
令和3年3月8日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和元年(フ)第149号
三重県桑名市大字安永906番地

破産者 園田 憲史
1 破産債権の届出期間 令和3年5月7日までに
2 一般調査期日 令和3年5月28日午前10時30分
令和3年3月8日
津地方裁判所四日市支部破産係

令和2年(フ)第534号
岡山市北区津高357番地1 市営住宅D302番
館18号

破産者 景行 成子
1 破産債権の届出期間 令和3年5月7日までに
2 一般調査期日 令和3年6月9日午前10時30分
令和3年3月5日
岡山地方裁判所第3民事部

令和3年(フ)第54号
京都府与謝郡伊根町字泊9番地55、営業所京
都市与謝郡伊根町字六万部465—8

破産者 共栄商會こと 吉野 清
免責意見申述期間 令和3年6月9日までに
令和3年3月8日
京都地方裁判所第5民事部破産係

免責許可決定

令和2年(ウ)第1016号(原決定京都地方裁判所令和2年(フ)第628号)
京都市左京区永観堂西町34番地 柳林市宮住
宅18棟—201

1 原告人(破産者) 河合 睦
2 決定年月日 令和3年2月22日
3 主文 原決定を取り消す。
原告人について免責を許可する。
大阪高等裁判所第11民事部

令和3年(ヒ)第2014号
東京都中央区日本橋2丁目1番14号日本橋加藤ビルディング6階弁護士法人PLAZA総合法律事務所内
清算株式会社 株式会社田中管財
代表清算人 小幡 朋弘

1 決定年月日 令和3年3月4日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第8部

令和3年(ヒ)第1002号
名古屋市中区鶴舞2丁目5番22号
清算株式会社 フログレス
1 決定年月日 令和3年3月5日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和3年(ヒ)第1002号
福岡市早良区小田部2丁目8番16号
清算株式会社 株式会社フククルーズ
代表清算人 橋本 朋都
1 決定年月日 令和3年3月3日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(ヒ)第2070号
東京都中央区八重洲2丁目8番7号
清算株式会社 株式会社R B
1 決定年月日 令和3年3月5日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第8部

令和2年(ヒ)第1013号
京都市下京区岩上通仏光寺上る雁金町401番地
清算株式会社 U. K. HUMOR
1 決定年月日 令和3年3月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第5民事部

令和2年(ヒ)第3029号
大阪市城東区東中浜1丁目8番15号
清算株式会社 株式会社TKA商事
1 決定年月日 令和3年3月4日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和3年(ヒ)第1011号
北海道旭川市2条通7丁目左6号
清算株式会社 株式会社美英パークヒルリゾート
代表清算人 吉竹 祐二
1 決定年月日 令和3年3月3日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 弁済の方法
清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定に基づく弁済を協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2 端数の処理
割合弁済の結果生ずる1円未満の端数は四捨五入する。
3 遅延損害金及び利息の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権のうち、利息及び遅延損害金等、元本以外の金額について、本協定認可決定確定時にその債務を全額免除する。
4 協定債権の弁済及び残額の免除
(1) 清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から1ヶ月以内に、全資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資総額として、第3項による免除を受けた後の協定債権の債権額(別紙債権元本額)により按分した金額を弁済として支払う。
(2) 各協定債権者は(1)の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の元本総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

令和3年(ヒ)第1022号
北海道旭川市2条通7丁目435番地
清算株式会社 フジナ商事株式会社
代表清算人 吉竹 祐二
1 決定年月日 令和3年3月3日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 弁済の方法
清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定に基づく弁済を協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2 端数の処理
割合弁済の結果生ずる1円未満の端数は四捨五入する。
3 遅延損害金及び利息の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権のうち、利息及び遅延損害金等、元本以外の金額について、本協定認可決定確定時にその債務を全額免除する。
4 協定債権の弁済及び残額の免除
(1) 清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から1ヶ月以内に、全資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資総額として、第3項による免除を受けた後の協定債権の債権額(別紙債権元本額)により按分した金額を弁済として支払う。
(2) 各協定債権者は(1)の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の元本総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

追加弁済
第4項(1)による弁済後、新たに清算株式会社の財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえで、必要な費用を控除した残額を追加弁済総額として、これを第4項(2)により、免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額に基づき按分した額を追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第4項(2)による免除の効力は失われるものとする。
(別紙省略)

追加分
以上
旭川地方裁判所民事部

令和3年(ヒ)第1022号
北海道旭川市2条通7丁目435番地
清算株式会社 フジナ商事株式会社
代表清算人 吉竹 祐二
1 決定年月日 令和3年3月3日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 弁済の方法
清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定に基づく弁済を協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2 端数の処理
割合弁済の結果生ずる1円未満の端数は四捨五入する。
3 遅延損害金及び利息の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権のうち、利息及び遅延損害金等、元本以外の金額について、本協定認可決定確定時にその債務を全額免除する。
4 協定債権の弁済及び残額の免除
(1) 清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から1ヶ月以内に、全資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資総額として、第3項による免除を受けた後の協定債権の債権額(別紙債権元本額)により按分した金額を弁済として支払う。
(2) 各協定債権者は(1)の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の元本総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

5 追加弁済
第 4 項(1)による弁済後、新たに清算株式会社
の財産が発見されたときは、これを清算人
が換価したうえ、必要な費用を控除した残額
を追加弁済総額として、これを第 4 項(2)によ
り、免除を受けた各協定債権者の協定債権の
残額に基づき按分した額を追加弁済する。こ
の場合、当該追加弁済の範囲においては、第
4 項(2)による免除の効力は失われるものとす
る。
(別紙省略)

以上
旭川地方裁判所民事部

令和 2 年 (ヒ) 第 31 号
京都市中京区錦通り烏丸西入占出山町 308 番
地山忠ビル 4 階
清算株式会社 株式会社バイオーカーサイエ
ンス

代表清算人 大木 誠
1 決定年月日 令和 3 年 3 月 4 日
2 主文 本件協定を認可する。

第 1 通則
1 利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち特別清算開始決定日以後
の利息及び遅延損害金については、本協定
認可決定確定時に全額免除を受ける。

2 弁済の場所及び端数の処理
(1) 本協定に基づく弁済は、協定債権者の
指定する金融機関口座に振り込む方法に
より実施する。ただし、振込手数料は、
清算株式会社への負担とする。

(2) 割合弁済の結果生じる 1 円未満の端数
は四捨五入する。

第 2 一般債権
1 定義

一般債権とは、協定債権のうち第 3 にお
いて定める役員等貸付金債権、未払報酬請
求権、立替金求償債権に該当しないものを
いう。

2 一般債権の弁済及び免除
(1) 弁済及び免除

本協定認可決定確定後 1 か月以内に、
下記のとおり算定される弁済額を弁済
し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額
について免除を受ける。

記

当該一般債権額の元金額を基準債権額
として、金 10 万円を基準債権額により按
分してフロラタ債権額を算定する。

(2) 追加弁済
清算業務終了時において、清算株式
会社が生ずる現預金から、清算終了未
での発生する一般の先取特権その他一
般の優先権がある債権、特別清算の手
続のために清算株式会社に対して生じ
た債権及び特別清算の手続に関する清
算株式会社に対する費用請求権を弁済
するために必要な金額を控除してなお
残額が存する場合、協定債権者に対
し、当該残額を協定債権者の基準債権
額で按分して支払う。

ア によらずに追加弁済を行った場合は、(1)に
基づく免除は、当該追加弁済額を限度
として(1)に基づく弁済時に遡って効力
を失う。

第 3 役員等貸付金債権、未払報酬請求権、立
替金求償債権

清算株式会社に対し、大木誠、岡田隆彦、
内田順子、株式会社未病ワーク一研究所が
各有する役員等貸付金債権、未払報酬請
求権、立替金求償債権並びにそれらの特別清
算開始決定日前の利息及び遅延損害金は、
本協定認可決定確定時に全額免除を受け
る。

以上
京都地方裁判所第 5 民事部

令和 3 年 (再) 第 1 号
岐阜市茜部中島 1 丁目 141 番地

再生債務者 株式会社サンクローバー
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午前 10 時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始す
る。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 4 月 8 日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和 3 年 5 月 14 日
から令和 3 年 5 月 21 日まで

令和 3 年 (再) 第 1 号
岐阜地方裁判所民事部

静岡県浜松市南区新貝町 739 番地の 1
再生債務者 株式会社海商

1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始す
る。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 4 月 9 日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和 3 年 5 月 17 日
から令和 3 年 5 月 24 日まで

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係
小規模個人再生に
手続開始

令和 3 年 (再) 第 10 号
愛知県安城市小川町南門原 39 番地
再生債務者 大井 伸吾
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 4 日午後 5 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 25 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 1 日から令
和 3 年 4 月 8 日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和 3 年 (再) 第 15 号
愛知県豊田市市木町 5 丁目 5 番地 14
チャートハウス 101 号
再生債務者 加藤 卓朗
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 4 日午後 5 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 25 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 1 日から令
和 3 年 4 月 8 日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和 3 年 (再) 第 3 号
埼玉県草加市柳島町 525 番地 1
草加スカイ
ハイツ 1108 号
再生債務者 吉田 秀昭
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午後 5 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 9 日から令
和 3 年 4 月 19 日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和 2 年 (再) 第 31 号
千葉県大網白里市ながた野 2 丁目 2 番地 5
再生債務者 石野 信之
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午後 5 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 9 日から令
和 3 年 4 月 23 日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和 3 年 (再) 第 6 号
静岡市駿河区南安倍 3 丁目 26 番 15 号
再生債務者 良知 昌彦
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 5 日から令
和 3 年 4 月 16 日まで
静岡地方裁判所民事部第 2 部
令和 2 年 (再) 第 408 号
名古屋市長徳区桃園町 2 番 3—1013 号
再生債務者 村山 真紀
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午後 3 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所民事部第 2 部
令和 3 年 (再) 第 36 号
名古屋守山区向台 2 丁目 2108 番地 シヤ
ト一子田 2—B 号 (従前の住所) 名古屋守
山区白山 2 丁目 1116 番地 トミール F U J
1301 号
再生債務者 伊藤 伸次
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午後 3 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所民事部第 2 部
令和 3 年 (再) 第 8 号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山 16 番地 1
キヤッスルハイイツ西一宮 202 号
再生債務者 吉田 裕孝
1 決定年月日時 令和 3 年 3 月 5 日午後 4 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

3 再生債権の届出期間 令和 3 年 3 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 3 年 4 月 2 日から令
和 3 年 4 月 9 日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和2年(再入)第101号
愛知県豊田市岩滝町菅生260番地36
再生債務者 清水 雅之

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月2日から令和3年4月9日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和2年(再入)第114号
兵庫県尼崎市崇徳院3丁目8番地
再生債務者 絹川 由隆

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月2日から令和3年4月16日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和3年(再入)第34号
札幌市東区中沼西3条2丁目6番3—108号
再生債務者 堀 徹弥

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令和3年4月19日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(再入)第47号
札幌市西区発寒4条4丁目1番32号 Mコーポ102号
再生債務者 兼平 俊寛

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令和3年4月19日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和2年(再入)第21号
北海道小樽市赤岩2丁目28番13号
再生債務者 武川 大輔

令和3年(再入)第6号
北海道苫小牧市元中野町4丁目4番16号
ラ・セリナ201
再生債務者 鈴木 憂

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令和3年4月19日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和3年(再入)第24号
神奈川県中部大磯町大磯1688番地3
再生債務者 清水 薫

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令和3年4月19日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和3年(再入)第26号
神奈川県厚木市愛甲2丁目8番1—306号
再生債務者 武田 恒司

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令和3年4月19日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和2年(再入)第15号
三重県三重郡菟野町大字永井1289番地9
再生債務者 三輪 一貴

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和3年(再入)第1号
愛媛県松山市若草町4番地1 ラ・フォーラ若草301号
再生債務者 井口 耕己

- 1 決定年月日時 令和3年3月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月5日から令和3年4月12日まで

津地方裁判所四日市支部

令和3年(再入)第24号
福岡市博多区東平尾1丁目3番6—205号
アクスエ東平尾、(前住所) 福岡市南区塩原3丁目26番23—303号
再生債務者 福井 朋子(旧姓吉田)

- 1 決定年月日時 令和3年3月1日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月5日から令和3年4月12日まで

松山地方裁判所民事部

令和3年(再入)第7号
岡山県南區築島492番地22
再生債務者 川本 幸伯

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月9日から令和3年4月19日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和2年(再入)第445号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田212番地 藤借家
再生債務者 箕原 和幸

- 1 決定年月日時 令和3年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和2年(再入)第49号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田212番地 藤借家
再生債務者 箕原小津江

- 1 決定年月日時 令和3年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月7日から令和3年4月14日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和3年(再入)第19号
神戸市灘区鶴甲3丁目5番32—105号
再生債務者 上村 貴英

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月8日から令和3年4月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再入)第503号
福岡県宗像市神湊1260番地1
再生債務者 河邊 拓

- 1 決定年月日時 令和3年3月4日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月8日から令和3年4月15日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和3年(再入)第5号
茨城県土浦市霞ヶ岡町22番14号
再生債務者 井上 重成(旧姓金)

- 1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和3年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和3年4月16日から令和3年5月7日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和2年(再イ)第143号
京都市右京区太秦安井松本町22番地2 レオ
パレスニューリバー松本102
再生債務者 杉山 聖也

1 決定年月日時 令和3年3月8日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和3年4月5日まで
4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令
和3年4月22日まで

令和3年(再イ)第3号
京都府京都市東山区上田町11番地1
再生債務者 中島 祐治

1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和3年4月5日まで
4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令
和3年4月19日まで

令和3年(再イ)第4号
福岡県筑後市大字長浜1016番地5 長浜ヒル
ズ102号

再生債務者 梶原 圭佐
1 決定年月日時 令和3年3月8日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和3年4月5日まで
4 一般異議申述期間 令和3年4月12日から令
和3年4月19日まで

令和3年(再イ)第3号
栃木県さくら市櫻野1381番地27
再生債務者 藤田 賢一

1 決定年月日時 令和3年3月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和3年4月15日まで
4 一般異議申述期間 令和3年4月30日から令
和3年5月10日まで

令和3年(再イ)第7号
栃木県宇都宮市下栗町751番地6 グリーン
フォレスト205
再生債務者 長島 剛

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和3年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和3年4月30日から令
和3年5月10日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部
小規模個人再生による書面決
議に付する決定

令和2年(再イ)第30号
茨城県船城郡八千代町大字菅ヶ谷643番地2
再生債務者 沢木 正夫

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月9日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
19日まで

令和2年(再イ)第183号
千葉県市川市花見川区鶴橋町2187番地7
再生債務者 山崎 邦彦

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
22日まで

令和2年(再イ)第410号
横浜市青葉区たちばな台2丁目17番地41 第
2渋谷ハイツ105号室
再生債務者 石井 孝典

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月26日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
22日まで

令和2年(再イ)第22号
横浜市緑区霧が丘6丁目7番地33
再生債務者 岡久 聡

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
22日まで

令和2年(再イ)第370号
名古屋市千種区宮根台1丁目4番31号 NID
Sマシソン宮根台702号
再生債務者 弥富 真吾

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第338号
愛知県知多郡武豊町大字富貴字南側9番地6
再生債務者 夏目 信之

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第370号
名古屋市千種区宮根台1丁目4番31号 NID
Sマシソン宮根台702号
再生債務者 弥富 真吾

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第83号
栃木県鹿沼市西茂呂4丁目8番地38
再生債務者 天海 祥行

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
25日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部
令和2年(再イ)第324号
愛知県豊明市香掛町東本郷150番地 セトル
本郷601号
再生債務者 伊藤 和則

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第325号
愛知県豊明市香掛町東本郷150番地 セトル
本郷601号
再生債務者 伊藤 洋子

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第338号
愛知県知多郡武豊町大字富貴字南側9番地6
再生債務者 夏目 信之

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第370号
名古屋市千種区宮根台1丁目4番31号 NID
Sマシソン宮根台702号
再生債務者 弥富 真吾

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第338号
愛知県知多郡武豊町大字富貴字南側9番地6
再生債務者 夏目 信之

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第370号
名古屋市千種区宮根台1丁目4番31号 NID
Sマシソン宮根台702号
再生債務者 弥富 真吾

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第338号
愛知県知多郡武豊町大字富貴字南側9番地6
再生債務者 夏目 信之

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
26日まで

令和2年(再イ)第183号
埼玉県桶川市大字上日出谷1186番地 オープ
ソレイユ104号
再生債務者 金子 賢一

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

さいたま地方裁判所第3民事部
令和2年(再イ)第200号
さいたま市北区植竹町1丁目60番地1 北大
宮住宅102号室
再生債務者 谷口 泰喜

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

令和2年(再イ)第210号
埼玉県上尾市大字原市3755番地9
再生債務者 澤田 欣胤

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月28日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

さいたま地方裁判所第3民事部
令和2年(再イ)第106号
埼玉県春日部市豊町5丁目16番地15
再生債務者 佐藤 誠

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和2年(再イ)第70号
神奈川県平塚市岡崎6356番地の4
再生債務者 小平 雄太

1 決議に付する再生計画案 令和3年1月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

さいたま地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和2年(再イ)第7号
埼玉県上尾市大字上日出谷1186番地 オープ
ソレイユ104号
再生債務者 金子 賢一

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和2年(再イ)第70号
神奈川県平塚市岡崎6356番地の4
再生債務者 小平 雄太

1 決議に付する再生計画案 令和3年1月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

さいたま地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和2年(再イ)第7号
埼玉県上尾市大字上日出谷1186番地 オープ
ソレイユ104号
再生債務者 金子 賢一

1 決議に付する再生計画案 令和3年3月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月
29日まで

令和2年(再入)第71号
 神奈川県秦野市沼代新町1番14号
 再生債務者 富沢 潤
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月4日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
 令和3年3月8日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
 令和2年(再入)第78号
 神奈川県秦野市南矢名1109番地の5 ロイヤルパレスII 101号
 再生債務者 中村 武史
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月8日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
 令和3年3月8日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
 令和2年(再入)第98号
 神奈川県伊勢原市串橋21番地の2
 再生債務者 油井 光昭
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月5日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
 令和3年3月8日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
 令和2年(再入)第58号
 岐阜県各務原市那加楠町51番地8
 再生債務者 吉田千比呂
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月25日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
 令和3年3月8日

岐阜地方裁判所
 令和2年(再入)第99号
 愛知県安城市池浦町池東26番地2 ロフテイ一池浦105
 再生債務者 渡邊 浩二
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月24日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
 令和3年3月8日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和2年(再入)第56号
 三重県津市河芸町一色1534番地1
 再生債務者 金子 敬尋
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月19日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
 令和3年3月8日

津地方裁判所再生係
 令和2年(再入)第52号
 大分県津久見市大字津久見384番地
 再生債務者 戸高 央樹
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月19日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
 令和3年3月8日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係
 令和2年(再入)第31号
 山梨県甲府市大里町1491番地14
 再生債務者 芦澤 武史
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月18日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月2日まで
 令和3年3月5日

甲府地方裁判所民事部破産係
 令和元年(再入)第534号
 大阪市東住吉区東田辺1丁目1番10-605号(営業所の所在地 大阪市西区阿波座1丁目10-2)
 再生債務者 和味麩 桜川こと 大崎 健司
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月26日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月2日まで
 令和3年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部
 令和2年(再入)第616号
 大阪府八尾市上之島町南3丁目31番地の15
 再生債務者 紫田 英樹
 1 決議に付する再生計画案 令和3年3月2日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月2日まで
 令和3年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和2年(再入)第152号
 大阪府羽曳野市駒ヶ谷342番地の8
 再生債務者 小柳 博志
 1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月2日まで
 令和3年3月5日

大阪地方裁判所票支部個人再生係
 令和2年(再入)第276号
 札幌市白石区北郷2条12丁目4番34-102号
 再生債務者 佐藤 貴耶
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月26日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

札幌地方裁判所民事第4部
 令和2年(再入)第313号
 札幌市北区屯田6条9丁目6番23-403号
 再生債務者 千葉ひろみ
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月24日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

札幌地方裁判所民事第4部
 令和2年(再入)第364号
 札幌市北区あいの里1条3丁目9番30号
 再生債務者 高林 裕美
 1 決議に付する再生計画案 令和3年3月2日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

札幌地方裁判所民事第4部
 令和2年(再入)第32号
 釧路市緑ヶ岡5丁目30番11号
 再生債務者 阿部 敏雄
 1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

釧路地方裁判所民事部

令和2年(再入)第37号
 釧路市春採2丁目29番10号
 再生債務者 二色由美子
 1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

釧路地方裁判所民事部
 令和2年(再入)第18号
 宮城県石巻市須江字しらさぎ台3丁目2番地11
 再生債務者 安倍 稔貴
 1 決議に付する再生計画案 令和3年2月18日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

仙台地方裁判所石巻支部再生係
 令和2年(再入)第5号
 福井県敦賀市呉竹町1丁目13番1号
 再生債務者 保花 裕二
 1 決議に付する再生計画案 令和3年3月3日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

福井地方裁判所敦賀支部再生係
 令和2年(再入)第20号
 三重県伊賀市桐ヶ丘8丁目50番地
 再生債務者 植田 充紀
 1 決議に付する再生計画案 令和3年3月4日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月5日まで
 令和3年3月8日

津地方裁判所伊賀支部
 令和2年(再入)第43号
 京都市右京区太秦安井松本町14番地31
 再生債務者 古口 定明
 1 決議に付する再生計画案 令和2年12月18日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月8日まで
 令和3年3月8日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和2年(再イ)第365号 福岡県古賀市米多比1413番地5
再生債務者 片山 勝
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月5日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月22日まで
令和3年3月1日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第369号 福岡県糟屋郡新宮町の宮1丁目6番4号
再生債務者 森田 豪
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月5日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月22日まで
令和3年3月1日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第381号 福岡県福津市日時野3丁目1番地の74
再生債務者 吉村 勝利
1 決議に付する再生計画案 令和3年1月6日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月22日まで
令和3年3月1日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第417号 福岡市中央区薬院2丁目4番35-515号 エヌターモアシャトー薬院
再生債務者 田中 満理
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月4日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月22日まで
令和3年3月1日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第423号 福岡県糸島市神在1101番地34
再生債務者 多比良和芳

1 決議に付する再生計画案 令和3年1月28日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月23日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月23日まで
令和3年3月2日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第384号 福岡県古賀市薦野1929番地13
再生債務者 野 貴至
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月5日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月25日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月25日まで
令和3年3月4日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第438号 福岡県糸島市南風台3丁目13番6号 101
再生債務者 新名 義徳
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月25日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月25日まで
令和3年3月4日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第87号 岡山市北区中仙道1丁目10番45号ラ・ホヤ・ハナクで501号室(住民票上の住所) 福岡市東区香椎5丁目33番13号
再生債務者 吉川 英明
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月16日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月26日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月26日まで
令和3年3月5日 岡山地方裁判所第3民事部

令和2年(再イ)第99号 岡山市南区大福208番地26
再生債務者 石口 学

1 決議に付する再生計画案 令和3年2月26日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月26日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月26日まで
令和3年3月5日 岡山地方裁判所第3民事部

令和2年(再イ)第453号 福岡市博多区上呉服町5-10 Y' スクエア呉服町303号室
再生債務者 米島 隆文
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月17日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月26日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月26日まで
令和3年3月5日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再イ)第81号 鹿児島市南新町27番50号
再生債務者 満 正嗣
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月19日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月26日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月26日まで
令和3年3月5日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和2年(再イ)第45号 兵庫県尼崎市瀬田町14番21-2号
再生債務者 清水 洋道
1 決議に付する再生計画案 令和2年11月10日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月29日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
令和3年3月8日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和2年(再イ)第46号 兵庫県尼崎市瀬田町14番21-2号
再生債務者 清水 公美
1 決議に付する再生計画案 令和2年11月10日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月29日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
令和3年3月8日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和2年(再イ)第85号 兵庫県芦屋市高浜町8番1-412号
再生債務者 大森 翔平
1 決議に付する再生計画案 令和3年3月2日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月29日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
令和3年3月8日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和2年(再イ)第100号 兵庫県尼崎市東園田町2丁目51番地の1
再生債務者 米盛 秀信
1 決議に付する再生計画案 令和3年3月1日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月29日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
令和3年3月8日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和2年(再イ)第23号 広島県福山市木之庄町3丁目7番1号 イルクオーレA101
再生債務者 橋本 和明
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月12日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月29日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
令和3年3月8日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和2年(再イ)第61号 長崎県西彼杵郡時津町日並郷3082番地7
再生債務者 森 祐一
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月26日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年3月29日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年3月29日まで
令和3年3月8日 長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和2年(再入)第5号

高知県宿毛市山奈町山田1570-4 カーサヤ
マナA棟202。(住民票上の住所) 高知県宿毛
市平田町戸内1260番地5
再生債務者 小島由美子
1 決議に付する再生計画案 令和3年2月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和3年4
月5日
3 再生計画案に対する回答期間 令和3年4月
5日まで
令和3年3月8日 高知地方裁判所中村支部
小規模個人再生による再生手
続廃止

令和2年(再入)第145号

福岡県糟屋郡志免町志免2丁目10番5-5号
再生債務者 賀川 浩二
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
237条1項に定める事由がある。
令和3年3月3日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再入)第475号

福岡市早良区南庄2丁目11番15-402号 口
八南庄
再生債務者 緒方 諒
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
237条1項に定める事由がある。
令和3年3月3日 福岡地方裁判所第4民事部

令和2年(再入)第25号

愛知県豊田市市木町2丁目2番地6 グラン
コンフォール105号
再生債務者 田中ハヤト
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
191条2号に定める事由がある。
令和3年3月8日 名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生
手続開始

令和2年(再入)第29号
札幌市手箱区西宮の沢5条1丁目17番17-
903号
再生債務者 森 一馬

1 決定年月日時 令和3年3月5日午後1時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和3年3月26日まで
4 一般異議申述期間 令和3年4月9日から令
和3年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和3年(再入)第2号

福岡県太宰府市国分3丁目12番23-205号
再生債務者 川崎 一洋
1 決定年月日時 令和3年3月2日午前10時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和3年3月30日まで
4 一般異議申述期間 令和3年4月6日から令
和3年4月13日まで
福岡地方裁判所第4民事部

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

令和2年(再入)第10005号
長崎県長崎市上3丁目296番地4
再生債務者 榎 千江子
1 意見聴取に付する再生計画案 令和3年3月
4日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和3年3月29日まで
令和3年3月8日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
計画認可

給与所得者等再生による再生
計画認可

令和2年(再入)第3号
富山市安野屋町2丁目1番13号
再生債務者 砂子田康平
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和3年3月3日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和3年3月4日 富山地方裁判所民事部

職員の懲戒処分

福岡県公立学校教員 有富龍太郎
地方公務員法第29条第1項及び福岡県職員の懲
戒の手続及び効果に関する条例の規定により、令
和3年3月15日付けで免職した。
令和3年3月16日 福岡県教育委員会

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承
継して存続し、乙は解散することになりました
ので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
令和三年三月十六日
三重県員弁郡東員町大字六太二〇〇番地
(甲)医療法人大仲会
理事長 佐藤 俊昭
三重県桑名市大字大仲新田屋敷三二七番地
の二
(乙)医療法人古田医院
理事長 加藤 仁

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした
ました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和三年三月十六日
宮城県富谷市あけの平二丁目八番地一五
合同会社 Thirtys
代表社員 亀井 悠

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした
ました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和三年三月十六日
東京都千代田区岩本町三丁目八番八号
合同会社サークルドットエス
代表社員 齋藤 瑞樹

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした
ました。効力発生日は令和三年四月二十日であり
、組織変更後の商号はウエストゲート株式会社とし
ます。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和三年三月十六日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇
ウエストゲート合同会社
代表社員 一般社団法人SH85
職務執行者 松澤 和浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百万円減少し
減少額のうち五千八千円を資本準備金とするこ
とにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和三年二月二十五日
掲載頁 一〇六頁(号外第四十号)
令和三年三月十六日
茨城県つくば市千現二丁目一番地六
株式会社Stera Vision
代表取締役 上塚 尚登

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円
とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和三年三月十六日
群馬県渋川市金井一〇二二番地の一
有限会社石垣
取締役 梅澤 悦朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千七百万円減少し
三千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
掲載紙 フジサンケイビジネスアイ
掲載の日付 令和三年三月十二日
掲載頁 四頁
令和三年三月十六日
東京都新宿区西新宿七丁目二番四三三号
GYRO HOLDINGS株式会社
代表取締役 花光 雅丸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円
とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和三年三月十六日
東京都中央区新川一丁目三〇番七号
エムケーシステムズ有限公司
取締役 小杉 英夫

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億八千二百七十七万七百十七円減少することにいたしました。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和三年二月一日

掲載頁 一五八頁(号外第二十三号)

令和三年三月十六日

基準日設定につき通知公告

当社は、令和三年三月三十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和三年四月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告いたします。

令和三年三月十六日

大阪市北区豊崎五丁目七番七号

株式会社リップル

代表取締役 出口 敏朗

基準日設定につき通知公告

当社は、令和三年三月三十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告いたします。

令和三年三月十六日

熊本県荒尾市万田一五九七番地二

株式会社アーバンライク

代表取締役 吉野 悟

定款変更につき通知公告

当社は、令和三年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

令和三年三月十六日

札幌市北区北七条西四丁目三番地一

株式会社エフエム・ノースウエーブ

代表取締役 丸藤 善晴

定款変更につき通知公告

当社は、令和三年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

令和三年三月十六日

岩手県花巻市大通り一丁目七番一四号

株式会社岩手観光タクシー

代表取締役 伊藤 明子

定款変更につき通知公告

当社は、令和三年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

令和三年三月十六日

千葉県松戸市新松戸一丁目三四一四番地

小金開発株式会社

代表取締役 大倉 常裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和三年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

令和三年三月十六日

愛知県半田市亀崎町六丁目七八番地

鈴木織布株式会社

代表取締役 間瀬 隆行

定款変更につき通知公告

当社は、令和三年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

令和三年三月十六日

広島市中区田中町二番一〇号

東洋観光株式会社

代表取締役 今井 誠則

定款変更につき通知公告

当社は、令和三年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

令和三年三月十六日

広島市安佐南区長束二丁目一八番二号

株式会社日交道路

代表取締役 宮本 博支

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である野美山義晴が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和三年三月十六日

広島県東広島市西条昭和町一三番三九号

PSK株式会社

日本における代表者 野美山義晴

限定承認公告

本籍東京都足立区足立二丁目一三一六番地、最後の住所東京都足立区足立三丁目三二番二〇号

右被相続人は令和二年十一月二十九日死亡し、その相続人は令和三年三月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和三年三月十六日

東京都足立区足立三丁目三二番二〇号

相続財産管理人 小出 健治

限定承認公告

本籍東京都葛飾区立石五丁目三二二番地一、最後の住所東京都葛飾区立石七丁目三番一〇号

右被相続人は令和二年十二月三日死亡し、その相続人は令和三年三月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和三年三月十六日

東京都葛飾区立石七丁目五番二二番二〇号

限定承認者 中島 章雄

限定承認公告

本籍東京都中野区弥生町二丁目三三番地、最後の住所東京都中野区弥生町二丁目三四番七号

右被相続人は令和二年十二月九日死亡し、その相続人は令和三年三月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和三年三月十六日

神奈川県鎌倉市二階堂二二二二番二一〇号

相続財産管理人 熊田 健治

限定承認公告

本籍三重県志摩市志摩町布施田二八五番地、最後の住所三重県志摩市志摩町布施田二八九番地三

右被相続人は令和二年十二月十五日死亡し、その相続人は令和三年二月八日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和三年三月十六日

三重県志摩市大王町波切四九〇番地一

限定承認者 人見 千晴

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿屋市鹿屋町永田一三二二番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市鹿屋町千二丁目二番一〇号

右被相続人は令和三年一月八日死亡し、その相続人は令和三年三月五日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和三年三月十六日

鹿児島県鹿屋市長田町六一三二一六〇五

相続財産管理人 日高 重久

債権申出の公告(第二回)

株式会社アイビー・シー・エスの規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき、令和三年一月一日付で終了いたしましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和三年三月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和三年三月十六日

東京都渋谷区渋谷四丁目四番二五号

株式会社アイビー・シー・エス

確定給付企業年金清算人 鈴木 敬

債権申出の公告(第二回)

本籍鹿児島県鹿屋市鹿屋町永田一三二二番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市鹿屋町千二丁目二番一〇号

令和三年三月十六日

鹿児島県鹿屋市長田町六一三二一六〇五

相続財産管理人 日高 重久

債権申出の公告(第二回)

株式会社アイビー・シー・エスの規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき、令和三年一月一日付で終了いたしましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和三年三月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和三年三月十六日

東京都渋谷区渋谷四丁目四番二五号

株式会社アイビー・シー・エス

確定給付企業年金清算人 鈴木 敬

債権申出の公告(第二回)

本籍鹿児島県鹿屋市鹿屋町永田一三二二番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市鹿屋町千二丁目二番一〇号

令和三年三月十六日

鹿児島県鹿屋市長田町六一三二一六〇五

相続財産管理人 日高 重久

債権申出の公告(第二回)

株式会社アイビー・シー・エスの規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき、令和三年一月一日付で終了いたしましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和三年三月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和三年三月十六日

東京都渋谷区渋谷四丁目四番二五号

株式会社アイビー・シー・エス

確定給付企業年金清算人 鈴木 敬

債権申出の公告(第二回)

本籍鹿児島県鹿屋市鹿屋町永田一三二二番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市鹿屋町千二丁目二番一〇号

令和三年三月十六日

鹿児島県鹿屋市長田町六一三二一六〇五

相続財産管理人 日高 重久

明治二十五年三月三十一日

第三種郵便物認可

三月十五日付特第二三三〇二

三月十五日付特第五七号六四ページ

同日付付

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目